令和元年度 水質汚濁防止法等の施行状況

令和3年1月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめ) (C	••••••	1
2	特定事	業場	易及び有害物質貯蔵指定施設の状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	特定	三事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	特定	三事業場の業種別内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	水質汚	獨防	5止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)	水質	⑤污濁防止法 ······	3
		ア	届出関係、計画変更命令等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
		1	改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		ウ	立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		工	排水基準違反 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		オ	事故時の措置及び緊急時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		力	生活排水対策重点地域の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		キ	水質総量削減 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2)	瀬戸	『内海法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ア	許可、措置命令 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		1	自然海浜保全地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	湖沼	3法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		ア	湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		1	改善命令等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
< 🗵	表編>	>		
	表	1	排水量規模別特定事業場数/有害物質貯蔵指定事業場数・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	2	都道府県・政令市別特定事業場数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	表	4	特定事業場の上位 10 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	5	特定事業場の業種別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	表	6	届出関係、計画変更命令等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	表	7	改善命令、立入検査、行政指導件数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	表	8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	表	9	排水基準違反、事故時の措置件数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	表	12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	表	13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	表	14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	表	15	湖沼特定施設等の届出件数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	参	考	平成 28 年度からの施行状況の概要(水質汚濁防止法) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。)は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和元年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を 設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事(権限委任市長を含 む。以下同じ。)に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の一日当たりの最大量が 50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)の設置等に際し、府県知事(権限委任市長を含む。以下同じ。)の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域(指定地域)において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

(1)特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場(以下、「特定事業場」という。)の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場(以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。)の数を表1に示す。令和2年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は257,646(258,523)(括弧内数値は平成31年3月末時点。以下、この項目において同じ。)、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,169(3,242)、合計で260,815(261,765)であり、平成31年3月末時点と比較すると、特定事業場数は950件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は6(3)であった。

生物化学的酸素要求量(BOD)や浮遊物質量(SS)等の生活環境項目に係る一律排水基準は、 一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 30,749 (31,195) と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は3,717 (3,701) で全特定事業場数の約1%、一日当たりの平均排水量が50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は10,570 (10,636) で全特定事業場数の約4%であった。また、水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は3,807 (3,939)であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,094 (18,276) であり、全体の約7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は3,901 (3,837) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は436 (468) であった。令和2年3月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表2に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 2 年 3 月末現在における湖沼特定事業 場等の数を**表 3** に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,777 (1,683) であり、うち、みなし指定 地域特定施設を設置する事業場数は 667 (680) であった。また、指定施設及び準用指定施設 の数はそれぞれ 66 (67)、780 (791) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,623 (2,541) であった。

なお、これら 1,777 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 19、霞ヶ浦 467、印旛沼 166、手賀沼 83、諏訪湖 63、野尻湖 0、琵琶湖 595、中海 97、宍道湖 101、児島湖 179 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表4に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 193,674 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 193,674 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 174,776 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模 の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表5に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法(以下、この項目において「法」という。)第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる(法第8条)。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は7,276件、法第5条第2項に係る届出数は1件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は318件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は252件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,066件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる(法第13条第1項、法第13条の2第1項)。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる(法第13条の3第1項)。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該 当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、 又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる (法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項)。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第5条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第8条又は第8条の2に基づく計画変更命令等の規定は適用されず(法第23条第1項)、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている(法第23条第3項)。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表7に、発動の業種別の内訳を表8に示す。

令和元年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 17 件であり、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。また、法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 1 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は8,456件であり、公共用水域関係では7,438件、地下水関係では1,018件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場 又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設にお いて使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができ る(法第22条第1項)。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表7に示す。昼間立入が34,177件、夜間立入が519件で立入件数は計34,696件であった。なお、34,696件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は3,376件であった。

工 排水基準違反

法第 12 条第1項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 31 条第1項)。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を**表9**、排水基準違反の 違反業種別及び違反項目別の内訳を**表10**に示す。 令和元年度における排水基準違反の件数は1事業場であり、違反摘発の契機について見ると、水質汚濁防止法政令市の調査によるものが1件で、海上保安庁の調査によるものは0件であった。

なお、違反業種・施設名は、電気めっき施設であり、違反項目は、六価クロム化合物であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(法第 14 条の 2 第 1 項)。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(法第14条の2第2項)。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている(法第14条の2第3項)。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる(法第14条の2第4項)。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は212件(内訳:公共用水域関係204件、地下水関係8件)であり、法第14条の2第2項に係る届出数は32件(内訳:公共用水域関係25件、地下水関係7件)であり、法第14条の2第3項に係る届出数は205件(内訳:公共用水域関係164件、地下水関係41件)であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが(法第18条)、令和元年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第14条の8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第14条の9)。

令和元年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和2年3月末現在、209地域(41都府県333市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりんの含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第 12 条の2)。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第8条の2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第13条第3項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚 濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、 指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これ を保存しなければならず(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録を し、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。令和 2年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,700 であり、平成 31 年 3 月末時点 (9,956) と比較すると事業場数は約 3%減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,411 (約 15%)、伊勢湾 3,017 (約 31%)、瀬戸内海 5,272 (約 54%) であった。また、法

第14条第3項に係る届出数は529件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は0件、法第 13 条第3項に基づく改善措置命令も0件、法第 13 条の4に基づく指導等は38件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある 区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の一日当 たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)を設置しよ うとするときは、府県知事の許可を受けなければならない(瀬戸内海法第5条第1項)。また、 当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しよう とするときも、瀬戸内海法第8条第1項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとされている(瀬戸内海法第11条)。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 245 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 402 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる(瀬戸内海法第12条の7)。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができるとされている(瀬戸内海法第12条の8)。

平成31年1月~令和元年12月における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数も0件であった。なお、令和元年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

(3)湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、 従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日 当たりの平均排水量が 50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規 制を行うこととしている(湖沼法第7条第1項)。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発 生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の 排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、こ の指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている(湖 沼法第15条第1項)。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(湖沼法第8条)。

令和元年度における湖沼特定施設の設置届出の件数(水質汚濁防止法第5条)は、表15に示すように307件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数(水質汚濁防止法第7条)は190件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数(湖沼法第15条及び第16条)は0件であり、指定施設の使用廃止届出の件数(湖沼法第17条第2項)は1件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数(湖沼法第17条第1項)は0件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等(湖沼法第8条)の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の 汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特 定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることがで きる(湖沼法第10条)。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が 条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定め て当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる(湖沼法第20 条第1項)。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定 めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている(湖沼法第20条第2項)。

令和元年度における改善勧告(湖沼法第20条第1項)の件数は0件であり、改善命令(湖沼法第20条第2項)についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が112件、口頭による指導が80件で、 内容は処理施設の改善が44件、その他が149件であった(1件の指導が複数の内容を含む 場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない)。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等(湖沼法24条)の件数は、文書による指導が3件、口頭による指導は0件であった。

表 1 排水量規模別特定事業場数/有害物質貯蔵指定事業場数

			排	水 量	量 規	模	水質汚濁防止法	有害物質貯蔵
	区 分	全特定事業場数	①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場	第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)
A 令		260, 815 (6)	30, 749	3, 717 (2)	226, 259	10, 570 (4)	3, 807	3, 901 (436)
和 2 年 3 月	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	257, 646 (6)	27, 803	3, 172 (2)	226, 036	10, 543 (4)	3, 807	
3月末現在	瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	3, 169	2, 946	545	223	27		
B 平 成		261, 765 (3)	31, 195	3, 701 (2)	226, 631	10, 636 (1)	3, 939	3, 837 (468)
成 31 年 3 月	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	258, 523 (3)	28, 182	3, 175 (2)	226, 402	10, 607 (1)	3, 939	
末現在	瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	3, 242	3, 013	526	229	29		
対		(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	(102%)
前年比	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	
A / B	瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	(98%)	(98%)	(104%)	(97%)	(93%)		

⁽注) 1.括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数(1)

					水質	5濁防止法	上の特	定事業場及び有	f害物質貯	蔵指定	事業場数				瀬戸内泊	毎法上の特別	定事業場	
				特定事業場								有害物質 指定事業						
											⑤ 第 5 条	10 10 7 70	うち有害					
				総数	①平均排水量 50m3/日以上	② う ち 有害物質		③平均排水量 50m³/ 日 未 満			第 3 項有害物質	総数	物質貯蔵	総数	①平均排水量 50m ³ / 日 以 上	②うち有害	③平均排水量 50m³/日未満	④うち有害
					の事業場数	使用特定事業場	(地下 浸透分)	の事業場数	使用特定事業場	(地下 浸透分)	使用特定事 業場		指定施設の み		の事業場数	物 質 便 用特定事業場	の事業場数	物 質 使 用 特定事業場
1	北	海	道	5, 319	1, 219	40		4, 061	111		39	97	19					
2	青	森	県	3, 760	355	15		3, 405	51			7	1					
3	岩	手	県	4,669	554	41		4, 100	97		15	37	4					
4	宮	城	県	4, 360	463	50		3, 888	115	(2)	9	32	9					
5	秋	田	県	2, 906	536	39		2, 370	73	(1)		12						
6	山	形	県	3, 073	445	55		2, 627	129		1	40	1					
7	福	島	県	5, 835	765	151		5, 070	221			52	3					
8	茨	城	県	7, 446	798	129		6, 632	183		16	140	15					
9	栃	木	県	7, 432	996	71		6, 436	168			69	4					
10	群	馬	県	3, 012	592	62		2, 404	96		16	35	1					
11	埼	玉	県	5, 833	571	72		5, 239	437		23	129	7					
12	千	葉	県	7, 639	709	75		6, 911	140		19	93	12					
13	東	京	都	2, 410	87	12		1, 297	270		1,026	147	24					
14	神	奈 川	県	3, 339	242	39		3, 085	125		12	46	1					
15	新	潟	県	5, 377	625	64		4, 747	327		5	84	3					
16	富	山	県	2, 528	360	91		2, 159	107		9	47	3					
17	石	Л	県	3, 239	469	46		2, 770	98			35	5					
18	福	井	県	2,003	310	38		1, 692	74		1	39	5					
19	山	梨	県	4, 653	309	39		4, 343	159		1	45	13					
20	長	野	県	10, 475	968	85		9, 507	298			72	5					
21	岐	阜	県	7, 458	879	108	(-)	6, 579	153			87	7					
22	静	岡	県	7, 457	981	145	(1)	6, 430	127		46	98	13					
23	愛三	知	県県	7, 931 7, 460	1, 108 787	219 36		6, 808 6, 673	334 121		15	167 40	18					
24	滋	重賀	県	2, 962	509	89	(1)	2, 453	195			84	4 2					
25 26	京	都	府	3, 727	224	12	(1)	3, 503	120			50	4	97	79	17	18	3
27	大	阪	府	1, 693	89	12		1, 530	187		74	69	10	156	143	25	13	1
28	兵	庫	県	6, 894	518	94		6, 376	432		, ,	75	6	281	257	61	24	6
29	奈	良	県	2,801	211	8		2, 590	129			12		220	212	19	8	2
30	١.	歌山		2, 930	314	14		2, 616	84			16	1	79	75	6	4	
31	鳥	取	県	1, 413	204	8		1, 209	47	(1)		8	1					
32	島	根	県	2, 421	265	15		2, 156	46			7	1					
33	岡	山	県	2,686	152			2, 532	105		2	41	2	199	186	34	13	1
34	広	島	県	3, 685	295	5		3, 390	94			26	7	226	200	21	26	4
35	山	П	県	3, 364	210	5		3, 103	91		51	67	8	225	224	72	1	
36	徳	島	県	3, 495	112			3, 376	41		7	23	2	167	152	19	15	
37	香	Л	県	2, 535	104			2, 431	53			27	2	192	169	13	23	1
38	愛	媛	県	3, 384	162			3, 212	53		10	36	6	197	188	35	9	
39	高	知	県	2, 276	255	17		2, 021	46			6						
40	福	畄	県	4, 019	617	41		3, 351	82		51	61	6	44	36	3	8	1
41	佐	賀	県	2, 300	271	29		2, 029	57			33	3					
42	長	崎	県	5, 120	268	35		4, 852	64			10						
43	熊	本	県	2, 746	445	29		2, 298	67		3	32	1					
44	大	分	県	4, 256	217	2		4, 039	29			15	2	147	145	6	2	
45	宮	崎	県	3, 163	353	15		2, 805	32		5	18	2					
46		児島		4, 798	721	69		4, 077	231			21	3					
47	沖紅浴	(年) 	. 県	1,686	414	34	(0)	1, 272	37	()	1 450	2 202	247	0.000	0.000	001	101	10
_		府県計		199, 968	22, 058	2, 243	(2)	176, 454	6, 336	(4)	1, 456	2, 392	247	2, 230	2,066	331	164	19
-	合	信市行 信		57, 678 257, 646	5, 745 27, 803	929 3, 172	(2)	49, 582 226, 036	4, 207 10, 543	(4)	2, 351 3, 807	1, 509 3, 901	189 436	939	880 2, 946	214 545	59 223	8 27
Щ								220,036 り有害物質貯蔵			l .		450	5, 109	2, 940	040	443	41

⁽注)表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数 (2)

大学歌歌						水質	汚濁防止沾	去上の特	定事業場及び有	害物質貯	蔵指定	事業場数				瀬戸内泊	毎法上の特定	定事業場	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					特定事業場														
						①亚拉排水县			②亚均排水县			⑤ 第 5 条	旧儿子米			①亚拉排水县		②亚拉排水县	
2 副 級 代 市 350 44 1 1 1 1 20 2 4 5 1 1 20 2 1 1 1 20 2 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 1 20 3 1 1 1 20 3 1 1 1 1 2 2 3 1 1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1					総数	50m³/日以上	有害物質使用特定	(地下	50m³/ 日 未 満	有害物質 使用特定		有害物質使用特定	総数	物質貯蔵 指定施設	総数	E0 3/ EL DI I	②うち有害 物 質 使 用 特定事業場	E 0 3 / E = 1 544	④うち有害 物 質 使 用 特定事業場
3 性 川 青 192 24 4 136 2 2 32 3													8	2					
4 青 葉 点 情 501 73 3 443 12 5 3 1 1 7 8 7 8 7 7 1 1 1 2 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8													2						
5 A 戸 前 304 81 11 225 11 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8														1					
7 센 介 市 922 연2 2 880 68 30 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					324	81	11		235	11		8	8						
8 数 田 市 665 101 14 276 41 6 6 10 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6	盛	岡	市	506	29	5		468	44		9	4						
9 山 形 市 688 83 7 572 41 2 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7	仙			922		2		830	63		30	14						
10 18 時間 172 112 25 609 35 4 4 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1														2					
11 部 山 市 字記 112 25 459 355 4 2 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1														1					
12 いわき市 55% 137 29 439 28 22 4 4 4 14 23 2 2 15 25 25 15 15 15				_								4		-					
14																			
15 平都宮市 915 72 9 836 29 7 19 4	13	水	戸	市	654	51	4		603	27			5						
16 前 橋 市	14	つ	くば	市	575	19	4		542	114		14	23	2					
17 高 崎 市 462 69 15 392 38 1 14 2 18 伊勢崎市 599 113 33 423 20 3 3 3 20 さいたま市 543 54 10 760 64 29 15 1 21 川 蔵 市 340 47 17 299 59 59 3 14 3 22 熊 谷 市 467 80 9 387 14 7 23 川 口 市 299 18 2 254 53 27 14 7 24 所 沢 市 156 17 4 138 20 1 3 1 25 春日 南 前 119 21 9 138 16 6 6 27 蔵 谷 市 335 21 2 304 25 1 29 市 川 市 335 21 2 304 25 1 29 市 川 市 384 73 8 309 16 2 12 1 30 幣 楠 市 382 64 5 308 16 10 8 3 31 松 下 市 298 33 5 254 25 10 8 3 31 松 下 市 298 38 5 250 43 8 3 32 町 市 298 48 5 250 43 8 8 3 33 町 版 市 409 86 26 378 24 5 5 37 3 34 八 王 下 413 19 1 385 69 9 2 1 35 町 田 市 340 21 2 319 50 37 川 極 市 682 25 8 665 99 1 12 10 38 田 核 ボ ボ 5 29 5 8 8 3 39 田 ボ 298 22 7 3 7 3 15 41 極 沢 市 298 22 7 3 3 26 4 5 5 7 3 42 下 市 298 22 7 3 7 3 15 5 43 〒 下 298 22 7 3 7 3 15 5 44 ঢ় 木 市 296 20 20 7 3 7 10 11 10 1 10 1 42 八 田 原 70 70 70 70 70 8 5 20 5 8 1 44 ঢ় 木 市 296 22 7 3 7 267 8 3 3 15 5 7 10 3 7 3 4 4 7 7 7 6 5 636 40 2 7 2 2 3 4 7 2 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 4 7 3 7 3 4 7 3 7 3 4 7 3 7 3 7 3 4 7 3				_			 					7		4					
18 伊勢崎市 539 113 33 423 20 3 3 11 1 1 1 1 1 1												1		9					
19 次 田 市 350 100 23 250 42 2 11 1 1 1 2 2 2 1 1														, i					
21					350	100	23		250	42			11	1					
22 推 谷 市 467 80 9 387 14 7 7 23 11 15 299 18 2 254 53 27 14 7 7 24 所 沢 市 156 17 4 138 20 1 3 1 25 5 5 5 5 6 6 17 4 138 20 1 3 1 20 2 1 2 1 3 1 20 2 2 1 2 2 1 3 3 1 20 2 2 304 25 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3	20	さい	へたす	市	843	54	10		760	84		29	15	1					
23 川 口 市 299 18 2 254 53 27 14 7 7 7 7 7 7 7 7 7					349	47			299	59		3	14	3					
24 所 沢 市 156 17 4 138 20 1 3 1 25 春日部市 311 20 2 291 12 2 1 26 草 加 市 179 21 9 158 16 6 1 28 千 葉 市 178 47 6 726 77 5 14 29 市 川 市 384 73 8 309 16 2 12 1 30 船 橋 市 382 64 5 308 16 10 8 3 31 胶 戸 市 289 33 5 254 25 2 7 33 市 原 市 469 86 26 378 24 5 37 3 34 八 王 子 市 413 19 1 385 69 9 2 1 35 町 田 市 340 21 2 319 50 36 横 張 市 市 1.661 80 34 1.475 288 106 77 10 37 川 崎 市 626 60 31 4												0.5		_					
25 秦日部市 311 20 2 291 12 2 1 26 草 加 市 179 21 9 158 16 6 2 1 27 磁 谷 市 325 21 2 304 25 1 1 28 千 樂 市 778 47 6 726 77 5 14 4 29 市 川 市 384 73 8 309 16 2 12 1 30 船 橋 市 382 64 5 308 16 10 8 3 31 校 戸 市 289 33 5 254 25 2 7 33 市 原 市 469 86 26 378 24 5 37 3 34 八 王子市 413 19 1 385 69 9 2 1 35 町 田 市 340 21 2 319 50 9 9 2 1 37 川 崎 市 662 60 31 475 105 91 72 7 38 相模																			
26 草 加 市 179 21 9 158 16 6 1 1 27 越 谷 市 325 21 2 304 25 1 1 2 28 千 葉 市 778 47 6 726 77 5 14 14 29 市 川 市 384 73 8 309 16 2 12 1 1 36 16 10 8 3 3 3 5 254 25 2 7 7 3 3 5 254 25 2 7 7 3 3 5 254 25 2 7 7 3 3 5 254 25 2 7 7 3 3 7 3 3 5 254 25 2 7 7 3 3 7 3 3 3 7 3 3 3 7 3 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												1							
28 千 葉 市 778 47 6 726 77 5 14 29 市 川 市 384 73 8 309 16 2 12 1 1 30 船 橋 市 382 64 5 308 16 10 8 3 3 31 松 戸 市 289 33 5 254 25 2 7 2 7 2 32 柏 市 298 48 5 26 378 24 5 37 3 8 8 33 市 原 市 469 86 26 378 24 5 37 3 3 3 7 1 35 町 田 市 340 21 2 319 50 34 1,475 288 106 77 10 7 10 36 横 孫 市 1,661 80 34 1,475 105 991 72 7 7 3 7 7 37 川 崎 市 626 60 31 475 105 991 72 7 7 3 14 12 12 39 横 須 賀 市 76 16 11 5 5 29 5 8 666 99 1 1 12 12 3 19 4 12 1 40 平 塚 市 299 13 5 283 70 3 15 3 15 3 4 1 10 1 1 42 小田原市 289 22 7 267 8 3 79 18 6 8 1 3 3 4				_															
29 市川市 384 73 8 309 16 2 12 1 30 船橋市 382 64 5 308 16 10 8 3 31 松 戸市 289 33 5 254 25 2 7 32 柏 市 298 48 5 250 43 8 33 市原市 469 86 26 378 24 5 37 3 34 八王子市 413 19 1 385 69 9 2 1 35 町田市 340 21 2 319 50 50 50 50 36 横浜市 1,661 80 34 1,475 288 106 77 10 37 川崎市 626 60 31 475 105 91 72 7 38 相模原市 682 25 8 656 99 1 12 40 平塚市 299 13 5 283 70 3 15 41 蘇 深市 289 22 7 267 8 3 43 茅 ヶ崎市 92 7 3 79 18	27	越	谷	市	325	21	2		304	25			1						
30 松 橋 市 382 64 5 308 16 10 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3																			
31 松 戸 市 289 33 5 254 25 2 7 3 3 3 5 250 43 3 8 3 3 5 250 43 3 8 8 3 3 5 250 43 3 8 8 3 3 5 250 43 3 8 8 3 3 5 7 1 3 5 5 3 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 3 5 7 3 3 5 5 3 5 3 5 5 5																			
32 柏 市 298 48 5 250 43 8 8 3 3 市 原 市 469 86 26 378 24 5 37 3 3 3 3 1 月 日 1 385 69 9 2 1 3 1 1 3 1 1 1 3 1 1							 							3					
34 八王子市 413 19 1 385 69 9 2 1 35 町田市 340 21 2 319 50 9 2 1 36 横浜市 1,661 80 34 1,475 288 106 77 10 37 川崎市 626 60 31 475 105 91 72 7 38 相模原市 682 25 8 656 99 1 12 39 横須賀市 76 16 11 55 29 5 8 40 平塚市 299 13 5 283 70 3 15 41 藤沢市 224 22 11 191 40 11 10 1 42 小田原市 289 22 7 267 8 3 3 43 茅ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2			,																
35 町 田 市 340 21 2 319 50	33	市	原	市	469	86	26		378	24		5	37	3					
36 横浜市	34	八	王 子	市	413	19	1		385	69		9	2	1					
37 川崎市市 626 60 31 475 105 91 72 7 38 相模原市 682 25 8 656 99 1 12 39 横須賀市 76 16 11 55 29 5 8 40 平塚市 299 13 5 283 70 3 15 41 藤沢市 224 22 11 191 40 11 10 1 42 小田原市 289 22 7 267 8 3 43 茅ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1	-			1															
38 相模原市 682 25 8 656 99 1 12 12 14 15 15 29 15 8 15 16 11 17 17 18 18 18 18 18																			
39 横須賀市 76 16 11 55 29 5 8 40 平塚市 299 13 5 283 70 3 15 41 藤沢市 224 22 11 191 40 11 10 1 42 小田原市 289 22 7 267 8 3 43 茅ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1 1														'					
41 藤 沢 市 224 22 11 191 40 11 10 1 42 小 田原市 289 22 7 267 8 3 43 茅ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1																			
42 小田原市 289 22 7 267 8 3 43 茅ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50金沢市 632 93 19 539 53 1	40	平	塚	市	299	13	5		283	70		3	15						
43 芽ヶ崎市 92 7 3 79 18 6 8 1 44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1												11		1					
44 厚木市 265 9 3 252 45 4 6 45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新潟市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長岡市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上越市 933 102 19 831 23 23 49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1														,					
45 大和市 101 8 2 93 26 1 46 新 潟 市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長 岡 市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上 越 市 933 102 19 831 23 23 49 富 山 市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金 沢 市 632 93 19 539 53 1														1					
46 新 潟 市 1,425 136 12 1,281 108 8 21 3 47 長 岡 市 707 69 5 636 40 2 7 2 48 上 越 市 933 102 19 831 23 23 49 富 山 市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金 沢 市 632 93 19 539 53 1												7							
48 上 越 市 933 102 19 831 23 49 富 山 市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金 沢 市 632 93 19 539 53 1	_			_								8		3					
49 富山市 891 183 55 701 33 7 33 2 50 金沢市 632 93 19 539 53 1	47	長	岡	市	707	69	5		636	40		2	7	2					
50 金 沢 市 632 93 19 539 53 1																			
												7		2					
	-			_								5							
52 甲 府 市 297 49 14 230 32 18 3 2														2					
53 長野市 1,275 143 35 1,132 108	53				1, 275	143	35		1, 132	108									
54 松 本 市 605 45 11 557 34 3 5										34		3							
55 岐 阜 市 660 64 10 595 34 1 6 (注)表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。							1		l	l									

⁽注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 2 都道府県·政令市別特定事業場数 (3)

		水質剂	5濁防止法上の料	デ定事業場及び有限	有害物質貯	蔵指定	事業場数				瀬戸内	海法上の特別	定事業場	
	特定事業場							有害物質 指定事業						
		①平均排水量	@ * *	③平均排水量	④ う ち		⑤第5条 第 3 項		うち有害		①平均排水量		③平均排水量	
	総数	50m³/日以上 の事業場数	有害物質 ////	50m³/日未満の事業場数	有害物質	(地下 浸透分)	有害用業 場質定場	総数	物質貯蔵 指定施設 の み	総数	50m³/日以上の事業場数	②うち有害 物 質 使 用 特定事業場	50m³/日未満の事業場数	④うち有害 物 質 使 用 特定事業場
56 静 岡 市		122	21	969	51		36	13	1					
57 浜 松 市 58 沼 津 市		132 88	41 19	740 841	35 16		71	19 35	4					
59 富 士 市		144	16	514	9		12	12	1					
60 名 古 屋 市	568	72	13	343	71		153	57	9					
61 豊 橋 市	672	90	20	576	28		6	8	1					
62 岡 崎 市		58	7	299	27		_	6						
63 一 宮 市 64 春 日 井 市		57 71	3 12	346 383	43 43		5	4 15	1					
64 春日井市 65 豊田市	869	127	29	741	25		1	14	2					
66 四日市市	891	110	17	781	17			36	1					
67 大 津 市	386	41	11	345	33			5						
68 京 都 市		7	1	847	71		128	25	4	19	17	2	2	
69 大阪市70 堺市	691 301	13 17		57 258	32 63		621 26	85 41	16 6	11 57	11 56	6 22	1	
71 岸和田市	192	8		175	44		9	7	1	31	50	22		
72 豊 中 市	87	2		68	20		17	10	2					
73 吹 田 市	82	2		56	10		24	7						
74 高 槻 市		2	10	103	17		7	4		8	7	1	1	
75 枚 方 市 76 茨 木 市		37	13	202 110	26 40		1 8	7		12	12	4		
77 八 尾 市	275	5		244	50		26	4	3	3	3	1		
78 寝屋川市	120	1		114	20		5	2	1	1	1			
79 東 大 阪 市	166	2		86	9		78	7	2	5	5	1		
80 神 戸 市	855	38		769	207		48	53	9	50	48	11	5	1
81 姫 路 市 82 尼 崎 市		41		318 57	24 8		12 58	22 37	3 7	56 18	51 16	9	2	1 2
83 明 石 市		7		47	5		8	8		15	15	3		
84 西 宮 市	162	3		158	2		1	6	1	11	9	1	2	
85 加古川市		9		203			3	11	1					
86 宝 塚 市 87 奈 良 市	110 310	17		110 288	3 16		5	1 2		23	20	2	3	
88 和歌山市		63	4	671	31		11	16	5	74	70	7	4	
89 鳥 取 市	865	105	6	760	33			1						
90 松 江 市		55	2	402	19			2						
91 岡 山 市		73		936	46		17	21	4	79	74	14	5	
92 倉 敷 市 93 広 島 市		13 30		543 909	38 61		39	30 35	2	107 34	103 30	28 7	4 4	
94 呉 市		27		551	37		3	2		14	13	3	1	1
95 福 山 市		23		646	56		6	12	1	47	40	6	7	
96 下 関 市		11		561			_	7		40	38	14	2	
97 徳 島 市 98 高 松 市		60 25		616 1,001	13 42		7 11	9		47 41	44 36	8 5	3 5	1
99 松 山 市		27		599	36		7	5		65	61	8	4	1
100 高 知 市	666	95	17	569	12		2	4	1					
101 北九州市	250	8		151	17		91	58	7	48	48	25		
102 福 岡 市 103 久 留 米 市	363	26	3	217	3		120	13	5					
103 久 留 米 市 104 佐 賀 市		40 54	3 5	299 413	8 29		2	2 7	2					
105 長 崎 市		47	-	619	36			6	2					
106 佐世保市	518	63	4	438	13		17	4						
107 熊 本 市		85	13	1,000	44			11						
108 大 分 市 109 宮 崎 市		45	7	839 692	48		3	22	1	54	52	17	2	1
1109 呂 崎 巾		74 58	2	549	23 80		14	6 28	1 4					
111 那 覇 市	48	6	1	34	1		8	- 10						
政令市計	57, 678	5, 745	929	49, 582	4, 207		2, 351	1,509	189	939	880	214	59	8
(33)	GG nuls the late of a state	AR 10 40 M() - 13	特定事業場であ	10 -4	×44×=0.	J 11, 1991	レマ本米田。							

⁽注)表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表 3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜 房 ダム 貯水池	八良	ß 湖	雷	ŧ :	5- i	浦	印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪	野尻湖	預	ŧ 1	置 1	胡	Ħ	1 1	毎	宍 沪	直 湖	児	島	湖	
号番号	貯水池宮	秋	秋	栃	千	茨	つ	千	千	船	千	松	柏	長	長	滋	大	京	京	鳥	島	松	島	松	岡	岡	倉	総
音号	城	田	田	木	葉	城	<_	葉	葉	橋	葉	戸		野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	山	山	敷	数
	県	県	市	県	県	県	ば 市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
1																												
102						19		1			1		1			2						1		1				26
2						8 2	1	6	1				1	1 5		2 2	1			10								21 20
4						12		1	1							10				2								26
5		1				7		1								1												10
6 7																,												,
8						1										1											1	1 2
9						1																						1
1 0		1				7		3					1	1		7												20
1 1 1 2						1										1												1
1 3						-																						•
1 4																												
1 5 1 6									,							4										1		
1 7						2 6			1							4										1		8
1 8																												
1802						2		1													1							4
1803													1			27	1						1					30
2 0													1			5.	-											00
2 1																1												1
2102																												
2103 2104																												
2 2																1												1
2 3																1	1									1		3
2302						1										1												2
2 6						1																						1
2 7						1																						1
2 8						1																						1
3 0																												
3 1																												
3 2																1												1
3 3 3						2		1								5												8
3 5																												
3 6																												
3 7 3 8																												
3802																												
3 9																												
4 0																												
4 1 4 2																												
4 3																												
4 4																												
4 5 4 6						1										5												6
4 6						1		1								2										1		5
	1	·			<u> </u>	1					·		1										·	1	ı			

表 3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜 房 ダム 貯水池	八良	ß 湖	f	ĝ.	r i	浦	印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪湖	野尻湖	丑	5 E	壁 i	胡	4	1 1	毎	宍 汕	首 湖	児	島	湖	
号番号	貯水池宮	秋	秋	栃	千	茨	つ	千	千	船	千	松	柏	長	長	滋	大	京	京	鳥	島	松	島	松	岡	岡	倉	総
号	城	田	田	木	葉	城	<	葉	葉	橋	葉	戸		野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	山	山	敷	数
	県	県	市	県	県	県	ば 市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
4 8						1																						1
4 9 5 0																												
5 1																												
5102						3							1			1												5
51Ø3 52						1																						1
5 3								2					1			2	1											6
5 4						4										5												9
5 5 5 6						4										3					1							8
5 7																1												1
5 8																1	1											2
5 9 6 0						4										1							1					5 1
6 1								2													3		-					5
6 2						2							1			1												4
63 6302						5								1		13						2	1					22
6303																												
6 4														,		-	4				,		,	1			,	1.4
6402 65		1				14	1	6			1		1	1		5 39	4				1	1	1	1			1	14 73
6 6						6								2		3						1	1			1		14
6602	-					1	0	,					,	C		1.0	-				0		0	,	,	0	7	1
6603 6604	5	2				21	9	1 2			1		1	6		16	5				2		3	1	1	3	7	83 5
6605		1				5		5								2					1							14
66の6 66の7						17		5	1		2			1		25	3								2	4	2	62
6608						1																					1	2
6 7						16	1	3		1						2					1	2					1	27
68 6802						1 2		3	1	1	2		1			2										1		1 13
6 9						3			1	1			1			2										1		3
6902																												
69の3 70								1					1															2
7002																												
7 1			1			25										2				2						1		31
7102 7103						6	1	4 2		1			3			10 2	1			1					1	3		31 7
7103						1		1		1			1			۷												1
7105																1												1
7106 72		5			1	85		33	8	5	6		4	15		145	1			4	9	8	36	11	5	13	10	404
7 3	1	υ			1	10		55	. 0	b	0		4	15		6	2			1	J	4	5	11	2	3	10	35
7.4										1						4	1			1								7
みなし指定地 城特定施設1 みなし指定地		1				11	2	4					2	1		15	4			2	1		2	4	_	6	4	59
城特定施設2	1	6				123	2	30	6	16	13		36	25		172	11			24	6	5	20	9	5	75	23	608
事業場数指定施設1	7	18	1		1	449	17	121	19	26	26		57	63 3		554 3	41			47	26	24	72	29	16	113	50	1, 777
指定施設2		_ 4	L			2 48		4		1		L		1	L	J		L			1		1					49
指定施設計		2				50		4		1				4		3					1		1					66
準用指定	17	19				518	16		20					20		120					9	1	31	1		6	2	780
施設総計	24	39	1		1	1, 017	33	125	39	27	26		57	87		677	41			47	36	25	104	30	16	119	52	2, 623
(注)				モ湖(t) i				号番号			20		91	31		011	71			11	30	20	104	30	10	113	02	2, 020

⁽注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。 2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。 3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。 4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に示すものである。

表 4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数(構成比)	均排水量 50 m 3	一日当たりの平 均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	65, 996 (25%)	4, 188	61, 808
2	自動式車両洗浄施設(71)	32, 176 (12%)	95	32, 081
3	畜産農業(1の2)	25, 712 (10%)	420	25, 292
4	洗濯業(67)	19, 936 (8%)	486	19, 450
5	豆腐・煮豆製造業(17)	10, 542 (4%)	255	10, 287
6	し尿処理施設(72)	10, 518 (4%)	9, 014	1, 504
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9, 666 (4%)	2, 005	7, 661
8	水産食料品製造業(3)	8, 244 (3%)	669	7, 575
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5, 891 (2%)	1, 289	4, 602
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	4, 993 (2%)	477	4, 516
	総計	193, 674 (74%)	18, 898	174, 776

⁽注) 1.業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

^{2.} 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

^{3.} 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表 5 特定事業場の業種別内訳(1)

				①			(3)		
号	NI	,		平均排水量	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち **	有害物質
番号	業 種・ 施 設 名	ř	総 数	50m³/日以上の	使用特	定事業場	50m³/日未満の	使用特定	定事業場
				事業場数		(地下浸透分)	事業場数		(地下浸透分)
		(水)	156	61	8		95		
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	(瀬)	13	9	7		4		
			169	70	15		99		
1		(水)	25, 702	411	9		25, 291	14	
0	畜 産 農 業	(瀬)	10	9			1		
2			25, 712	420	9		25, 292	14	
		(水)	2, 944	541	62		2, 403	21	
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(瀬)	78		11				
			3, 022		73		2, 403	21	
9	L proc A state D first No. 2016	(水)	8, 183				7, 575		
3	水産食料品製造業	(瀬)	61	61	2				
		(1)	8, 244		2		7, 575		
		(水)	4, 824		5		4, 333	1	
4	保存食料品製造業	(瀬)	57	55	1		2		
		(1.)	4, 881	546	6		4, 335	1	
5	みそ・しょう油グルタミン酸	(水)	3, 245		9		3, 090	3	
Э	ソーダ食酢等の製造業	(瀬)	26		3		1		
		(1.)	3, 271	180	12		3, 091	3	
6		(水)	10				10		
6	小 麦 粉 製 造 業	(瀬)	1.0				1.0		
		(-lc)	10	40	1		10		
7	砂糖製造業	(水)	64	42	1		22		
'	砂糖製造業	(瀬)	5	5	1		0.0		
		(水)	1 026		1		985		
8	パン・菓子製造業	(瀬)	1, 026 14				1		
	/ / 采] 衣 远 来	(1/1尺)	1, 040				986		
		(水)	562	60			502		
9	米菓・こうじ製造業	(瀬)	1	1			502		
		(PDR/	563	61			502		
		(水)	4, 067		52		3, 599	24	
10	飲料製造業	(瀬)	57		10		2		
			4, 124	523	62		3, 601	24	
		(水)	568	90	3		478	16	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(瀬)	5						
			573		3		478	16	
		(水)	317	50	1		267	11	
12	動植物油脂製造業	(瀬)	16	16	2				
			333	66	3		267	11	
		(水)	4	2			2		
13	イースト製造業	(瀬)							
			4	2			2		
		(水)	87	55			32		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(瀬)	4	4					
			91	59			32		

表 5 特定事業場の業種別内訳 (2)

景番号 業種・施設名 総数 数 ① うち有害物質 (地下浸透分) 使用特定事業場 (地下浸透分) 使用特定 事業場数 (地下浸透分) 使用特定 事業場数 (地下浸透分) 事業場数 (地下浸透分) 事業場数 (地下浸透分) 事業場数 (水) 2,743 99 2,644 16 類類製造業 (水) 2,743 99 2,644 17 豆腐・煮豆製造業 (水) 10,511 225 1 10,286 17 豆腐・煮豆製造業 (水) 10,511 225 1 10,286 18 インスタントコーヒー製造業 (水) 19 4 15 18 インスタントコーヒー製造業 (液) 508 133 425 0 冷凍調理食品製造業 (水) 558 133 425	
事業場数 (地下浸透分) 事業場数 15 ぶどう糖・水あめ製造業(瀬) 1 1 1 16 類類製造業(瀬) 20 20 2,763 119 2,644 17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 31 30 1 17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 31 30 1 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 18 (水) 558 133 の冷凍調理食品製造業(瀬) 40 40	定事業場
事業場数 (地下浸透分) 事業場数 15 ぶどう糖・水あめ製造業(瀬) 1 1 1 16 類類製造業(瀬) 20 20 2,763 119 2,644 17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 31 30 1 17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 31 30 1 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 18 (水) 558 133 の冷凍調理食品製造業(瀬) 40 40	
15	
15 ぶどう糖・水あめ製造業 (瀬) 1 1 39 16 麺類製造業 (水) 2,743 99 2,644 17 豆腐・煮豆製造業 (水) 10,511 225 1 10,286 17 豆腐・煮豆製造業 (瀬) 31 30 1 10,542 255 1 10,287 18 インスタントコーヒー製造業 (水) 19 4 15 18 インスタントコーヒー製造業 (水) 1 1 18 (水) 558 133 425 0 冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40	
16 類類製造業 (水) 2,743 99 2,644 16 類類製造業 (液) 20 20 2,763 119 2,644 17 豆腐・煮豆製造業 (液) 10,511 225 1 10,286 18 インスタントコーヒー製造業 (水) 19 4 15 18 インスタントコーヒー製造業 (液) 1 1 1 1 18 の 冷凍調理食品製造業 (液) 558 133 425 0 冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40 40	
16 類類製造業 (水) 2,743 99 20 20 20 20 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,763 119 2,644 2,764 2,763 119 2,764 2,764	
16 麺類類製造業(瀬) 20 20 2,763 119 2,644 17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 10,511 225 1 10,286 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 1 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 1 18 (水) 558 133 425 0 冷凍調理食品製造業(瀬) 40 40	
17 豆腐・煮豆製造業 (水) 10,511 225 1 10,286 110,286 110,286 110,542 255 1 10,287 110,542 255 1 10,542 110,552 110	
17 豆腐・煮豆製造業 (水) 10,511 225 1 1 10,286 (瀬) 31 30 1 1 18 インスタントコーヒー製造業 (瀬) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
17 豆腐・煮豆製造業(瀬) 31 30 1 10,542 255 1 10,287 18 インスタントコーヒー製造業(瀬) 1 1 18 (水) 558 133 425 0 冷凍調理食品製造業(瀬) 40 40	
10,542 255 1 10,287 18 インスタントコーヒー製造業	
18 インスタントコーヒー製造業 (水) 19 4 15 18 20 5 15 18 (水) 558 133 425 の 冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40	
18 インスタントコーヒー製造業 (瀬) 1 1 20 5 15 18 (水) 558 133 425 の 冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40	
18 (水) 558 133 425 の冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40	
18 (水) 558 133 425 (瀬) 40 40	
の 冷凍調理食品製造業 (瀬) 40 40	
2 598 173 425	
18 (水) 8 2 6	
の た ば こ 製 造 業 (瀬)	
3 8 2 6	
(水) 1,876 266 52 1,610 107	
19 紡績業・繊維製品製造業 (瀬) 131 129 10 2	
2, 007 395 62 1, 612 107	
(水) 13 2 11 2	
20 洗 毛 業 (瀬)	
13 2 11 2	
(水) 64 20 8 44 8	
21 化学繊維製造業(瀬) 14 14 8	
78 34 16 44 8	
21 (水) 125 3 122	
の 一般製材業・木材チップ製造業 (瀬)	
2 125 3 122	
21 (水) 229 14 215 1	
の 合 板 製 造 業 (瀬)	
3 229 14 215 1	
21 (水) 19 1 18	
の パーティクルボード製造業 (瀬) 1 1	
4 20 2 18	
(水) 332 6 4 326 44	
22 木 材 薬 品 処 理 業 (瀬)	
332 6 4 326 44	
(水) 603 291 23 312 4	
23 パルプ・紙・紙加工品製造業 (瀬) 82 82 7	
685 373 30 312 4	
23 (水) 1,498 28 6 1,470 195	
の 新聞業・出版業・印刷業・製版業 (瀬) 3 3 2	
2 1,501 31 8 1,470 195	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (3)

										(1)			(3)		
号	عالد	rr.				⊐н .	-		AA 186	\cup	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち;	有害物質
番号	莱	種	•)	弛	設	名	j	総数	50m³/目以上の	使用特	定事業場	50m³/日未満の	使用特	定事業場
									1	事業場数		(地下浸透分)	事業場数		(地下浸透分)
								(水)	53	16	12		37	10	
24	化	学	肥	料	製	造	業	(瀬)	10		7	•			
									63				37	10	
	_	1414		del	44.1	S.II	VII.4	(水)	31	16			15	3	
26	無	機	顔	料	製	造	業	(瀬)	17	17					
								7 1.5	48				15		
0.77	7 0 1	ılı Amt.↓	- II 313-	24 T	· 北· 生	(I 口 告	11 74 74	(水)	436				281	115	
27	ての作	也無有	幾1년	子丄	. 来 9	是印象	设造業	(瀬)	76	76			001	115	
								(-la)	512		139		281	115	
00	アセ	4	י בי	禾	治 口	1 朱山	上 坐	(水)	28	8			20	1	
28)	~ /	п75	. 	山农	但 未	(瀬)	30	10			20	1	
								(水)	30	10			3		
29	⊐ —	ル・	ター	ル	制品	』制	诰 業	(瀬)	4	4	3		3		
20		, .		,.	20 11	1 1	0	(MR)	7				3	1	
								(水)	44	15			29	2	
30	3	爸	酵		工	業	差	(瀬)	2	2					
								(101)	46	17	6		29	2	
								(水)	11	5	3		6	4	
31	メク	タン	誘	導	品	製造	= 業	(瀬)	1	1	1				
									12	6	4	:	6	4	
								(水)	42	15	11		27	6	
32	有機	顔料	.	合成	、染:	料製	造業	(瀬)	7	7	4				
									49	22	15		27	6	
								(水)	287	120	51		167	32	
33	合	成	樹	脂	製	造	業	(瀬)	37	36	16		1		
									324	156	67	•	168	32	
	_	r			д	241	2014	(水)	16				8	1	
34	合	成	ゴ	4	製	造	業	(瀬)	2						
								(1.)	18				8		
25	* +	dk —	F).	本	П	告! `*	上业	(水)					4		
35	有机	戍 一	. 4	采	DD	没 正	ュ 来	(瀬)	4	4					
								(水)	14				13		
36	<u> </u>	늉	洪	割	制	造	举	(瀬)	17 2	4 2			13	(
30		μX	1/L	ΗΊ	衣	但	术	(7代)	19		1 4		13	7	
								(水)	63	23			40	11	
37	その	7) 化	上石	油	化:	学コ	一拳	(瀬)	26	26			40	11	
		- 14	. H	1,1-4	,	, _	- /	(PDR/	89				40	11	
								(水)	28		30		28	11	
38	石	け	h	, ‡	製	造	業	(瀬)	3	3	1				
			-			_			31	3			28		
L	<u> </u>								01		1		20		

⁽注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、 同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表 5 特定事業場の業種別内訳 (4)

			(<u>1</u>)			3		
号	W	(1)	_	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち **	有害物質
番号	業 種 ・ 施 設 名	総数	50m³/目以上の	使用特	定事業場	50m³/日未満の	使用特定	定事業場
			事業場数		(地下浸透分)	事業場数		(地下浸透分)
38		(水)	2			2		
の	界面活性剤製造業	(瀬)						
2			2			2		
		(水)	1	1		6		
39	硬 化 油 製 造 業	(瀬)						
		7		1		6		
		(水) 10	2			8	1	
40	脂肪酸製造業	(瀬)						
		11				8	1	
		(水) 50	9	4		41	6	
41	香料製造業	(瀬)		1				
		52		5		41	6	
		(水)	2	1		5		
42	ゼラチン・にかわ製造業	(瀬)						
		8		1		5		
		(水) 10	4	2		6	1	
43	写真感光材料製造業	(瀬)		1				
		11		3		6	1	
		(水)				3		
44	天然樹脂製品製造業	(瀬)						
		(1)				3		
		(水)				1		
45	木 材 化 学 工 業	(瀬)						
						1		
4.0		(水) 464		102		305	87	
46	その他有機化学工業製品製造業	(瀬) 51		26		2	1	
		515		128		307	88	
4.77		(水) 368		85		202	76	
47	医薬品製造業	(瀬) 29		14		1	7.0	
		397		99		203	76	
48	火 薬 製 造 業	(水) 7 (瀬) 4		2		4	3	
48	八米发矩果			3		4	9	
		(水) 28		5		20	3 13	
49	農薬製造業	(瀬)		4		20	19	
43	成 木 衣 坦 禾	32		9		20	13	
		(水) 10		1		8	6	
50	有害物質含有試薬製造業	(瀬)	2	1		0	0	
30		1(((((((((((((((((((((((((((((((((((((2	1		8	6	
		(水) 23		7		8	1	
51	石油精製業	(瀬) 14		6		0	1	
01	日岡田本	37		13		8	1	
51		(水) 119		19		79	12	
(D)	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(瀬) 18		8		""	14	
2	ホース・工業用ゴム製品製造業	137		27		79	12	
		13	90	41		19	12	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (5)

号 業種・施設名 総数 数 ① 平均排水量②うち有害物質平均排を 50m³/日以上の使用特定事業場50m³/日未事業場数 51 医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手の袋・糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス成形型)製造業 (水) 15 5 1		定事業場(地下浸透分)
50m°/日以上の 使用特定事業場 50m°/日末 事業場数	10 2 10 2	(地下浸透分)
51 医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手の数・糸ゴム・ゴムバンド (ラテック (瀬) フロは 形 刊) 制 法 要 (水) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬) (瀬	10 2	ļ
の「袋・糸ゴム・ゴムバンド(ラテック(瀬)	10 2	
7 成形刑 制		
3 < 成 形 至) 聚 垣 耒 15 5 1		
	134 94	
(水) 142 8 4	101 21	
52 皮 革 製 造 業 (瀬)		
142 8 4	134 24	
(水) 673 103 77 (1)	570 227	
53 ガラス・ガラス製品製造業 (瀬) 5 5 3	F70 007	
678 108 80 (1)	570 227	
(水) 2,299 48 4 54 セメント製品製造業(瀬) 10 7 3	251 48 3 2	
	254 50	
	367 107	
55 生コンクリート製造業 (瀬) 12 11	1 107	
	368 107	
(水) 25	25 6	
56 有機質砂かべ材製造業 (瀬)		
25	25 6	
(水) 6 5	1 1	
57 人 造 黒 鉛 電 極 製 造 業 (瀬) 1 1		
7 6	1 1	
(水) 659 59 23	600 44	
58 窯業原料精製業 (瀬) 5 5 1		
664 64 24	600 44	
(水) 751 69	682 3	
59	2	
759 75 1	684 3	
	449 3	
60 砂利採取業(瀬) 9 7	2	
	451 3	
(水) 220 82 30 42 43 43 44	138 7	
61 鉄鋼 業 (瀬) 43 43 24 263 125 54	138 7	
(水) 236 70 48	166 77	
62 非鉄金属製造業(瀬) 18 18 14	100	
254 88 62	166 77	
	016 503	
63 金属製品・機械器具製造業 (瀬) 58 55 36	3 2	
	019 505	
63 (水) 38 4	34	
の 自動式洗びん施設 (瀬) 1 1		
2 39 5	34	
63 (水) 49 32 9	17	
の 石炭火力発電の廃ガス洗浄施設 (瀬) 20 20 11		
3 69 52 20	17	

表 5 特定事業場の業種別内訳 (6)

				(<u>1</u>)			3		
号				_	② う ち	有害物質	平均排水量	④ うち **	有害物質
番号	業 種 · 施 設 名	¥	総 数	50m³/目以上の	使用特	定事業場	50m³/日未満の	使用特	定事業場
Ů				事業場数		(地下浸透分)	事業場数		(地下浸透分)
		(水)	13	3			10		
64	ガス供給業・コークス製造業	(瀬)	5	3	3		2		
			18	6	3		12		
64		(水)	687	254	15		433	17	
Ø	水道・工業用水道施設	(瀬)	56	43	2		13		
2			743	297	17		446	17	
		(水)	5, 733	1, 137	777		4, 596	1,852	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(瀬)	158	152	104		6	3	
			5, 891	1, 289	881		4, 602	1, 855	
		(水)	1,607	428	403		1, 179	999	
66	電気めっき施設	(瀬)	29	28	24		1	1	
			1, 636	456	427		1, 180	1,000	
66		(水)	122	3			119	7	
の	エチレンオキサイド又は 1・4 - ジオキサンの混合施設	(瀬)	4	4					
2			126	7			119	7	
66		(水)	65, 566	3, 831	26		61, 735	14	
の	旅館業	(瀬)	430	357			73	1	
3			65, 996	4, 188	26		61, 808	15	
66		(水)	1, 108	231			877	1	
の	共 同 調 理 場	(瀬)	38	37			1		
4			1, 146	268			878	1	
66		(水)	1, 051	290			761	5	
Ø	弁当仕出屋・弁当製造業	(瀬)	60	58	2		2		
5			1, 111	348	2		763	5	
66		(水)	2, 753	717	8		2, 036		
Ø	飲 食 店	(瀬)	241	197			44		
6			2, 994	914	8		2,080		
66		(水)	63	12			51		
\mathcal{O}	そば店・うどん店	(瀬)	2	2					
7	,		65	14			51		
66	네크 . 8 그- ^-	(水)	46				46		
の	料亭・バー・キャバレー・ ナ イ ト ク ラ ブ	(瀬)	4	4					
8			50	4			46		
		(水)	19, 884	435	41		19, 449	1, 170	
67	洗濯業	(瀬)	52	51	2		1		
			19, 936	486	43		19, 450	1, 170	
		(水)	4, 864	7	3		4, 857	859	
68	写 真 現 像 業	(瀬)	6	4	2		2	1	
			4, 870	11	5		4, 859	860	
68		(水)	889	344	63		545	113	
0)	病院	(瀬)	76	75	7		1		
2			965		70		546	113	
		(水)	196	109	2		87	1	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(瀬)	10	10					
			206	119	2		87	1	
L	l .								

表 5 特定事業場の業種別内訳 (7)

												<u></u>		
号									① 平均排水量	のうた	右宝肠后	③ 平均排水量	のうち:	右宝肠后
番	業	種	•	施	設	名	j	総数				50m ³ /日未満の		
号									事業場数	C 713 113	(地下浸透分)			(地下浸透分)
69							(水)	25	7			18		
の	中	央	卸	売	市	場	(瀬)	3	3					
2							(101)	28	10			18		
69							(水)	106	45			61		
の	地	方	卸	売	市	場	(瀬)	3	3					
3				-			(101)	109				61		
							(水)	24	3			21		
70	廃	油	処	理	施	設	(瀬)	3	3					
								27	6			21		
70							(水)	786	7			779	5	
の	自動車	分解	整備	事業	の洗	車施設	(瀬)							
2								786	7			779	5	
							(水)	32, 161	81	1		32, 080	14	
71	自 動	式	車両	可 洗	浄 :	施設	(瀬)	15	14			1		
								32, 176	95	1		32, 081	14	
71	지쓰다	실로) -	日日 . 1 -	7 711	ortes :	A∃ 4.€	(水)	4, 908	411	265	(1)	4, 497	2, 459	(4)
の	科学技 検 査						(瀬)	85	66	37		19	16	
2	4		1,3		-	K *///		4, 993	477	302	(1)	4, 516	2, 475	(4)
71	ர்.⊓. ⊯	ত কচ	H-6n −6⊓	TH +/-	· =л	s キ フ	(水)	906	51	12		855	100	
の	一般原焼		物処却	理 施		ごめる 設	(瀬)	11	9	2		2		
3	// 0			~_				917	60	14		857	100	
71							(水)	470	69	19		401	73	
の	産業	廃	棄物	勿 処	理	施設	(瀬)	9	8	3		1		
4								479	77	22		402	73	
71	トリク					こよる	(水)	915	42	39		873	844	
の	洗 (前各 ^長		浄	施トスォ		設 - 『全ノ \	(瀬)	6	6	6				
5	(111)1111111111111111111111111111111111	7 (C II	<u>и</u>	9 2 6) V) &	. 尓 \ /		921	48	45		873	844	
71	トリ						(水)	47	7	7		40	37	
0)	蒸(前各号		留 亥当っ	施 ナみま		設 - 除く)	(瀬)	1	1	1				
6	(Ba. F. 2	<i>у</i> (СД	л л)	, a) (, v / c	. 170 \ /	())	48	8			40	37	
7.0	1	P	Į.n	~ ⊞	+/	÷π.	(水)	9, 879				1, 480	20	
72	L	尿	処	理	施	設	(瀬)	639	615	8		24	60	
							(-1~)	10, 518	9, 014	156		1, 504	20	
73	下水	沽	紋 🖯	⊢ <i>h</i> π	珊.	協 迆	(水) (瀬)	2, 166	2, 123	156		43	2	
13		坦	小ミ オ	N 700	生,	心巴 耳又	(作)	2, 166	2, 123	156		43	2	
							(水)	2, 166	303	43		383	42	
74	特定事	業 提	カル	の排	水加:	理施設	(瀬)	43	42	12		303	42	
14	1.1.VL #	/~ *///	~ ·)	171	/J \	ᅩᄱᆸᅜ	(MR)	729	345	55		384	42	
	し尿浄イ	化槽	(201	人以上	:500 J	、以下)		9, 666	2, 005	13		7, 661	7	
-	(指													
								9, 666	2, 005	13		7, 661	7	
							(水)	253, 839	27, 803	3, 172	(2)	226, 036	10, 543	(4)
	合			計			(瀬)	3, 169	2, 946	545		223	27	
								257, 008	·		(2)	226, 259		(4)
(注)		∞ 長/		55.1-	\mm p.L.	止注描往	- A H			0,111	(2)	220, 200	10,010	(1)

⁽注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、 下段は両者の合計である。

^{3.} 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表 6 届出関係、計画変更命令等(1)

																小貝们	蜀防止法
					第	5条の届	出			第 8 計 画	条に基変更命	づく 令等	Mar C A		第10条 届 出		
			=	第1項	第2項	第5 有害物質 使用特定	有害物質 貯蔵指定	計	第7条届出	第5条	第7条 関係	計	第6条 第1項 届 出	氏名等 変更	使用廃止	計	第11条 届 出
1	北	海	道	104		施設 1	施設 1	106	89				2	179	99	278	31
2	青	森	県	40				40	21					61	29	90	6
3	岩	手	県	133			1	134	43					123	74	197	22
4	宮	城	県	95		1	1	97	100					156	57	213	34
5	秋	田	県	90			5	95	32					91	93	184	42
6	Щ	形	県	115		2	3	120	73					92	99	191	26
7	福	島	県	111		5		116	60				2	95	56	151	11
8	茨	城	県	216		7	10	233	108					225	178	403	36
9	栃	木	県	132		2	3	137	66					126	62	188	31
10	群	馬	県	67		4	2	73	61				4	108	65	173	12
11	埼	玉	県	209		1	11	221	74				2	265	239	504	57
12	千	葉	県	155		2	6	163	110				1	292	116	408	40
13	東	京	都	83		35	6	124	55				9	198	192	390	38
14		奈川		99			1	100	46					77	85	162	15
15	新	潟	県	93			5	98	77					128	119	247	30
16	富一	Щ	県	81			1	82	32					61	51	112	5
17	石垣	川 #*	県旧	60		5	4	64 105	63					78 52	78	156	24
18 19	福山	井梨	県県	96 126		5 7	4	136	20 49					52 87	63 53	115 140	14 33
20	長	野	県	153		5	1	150	72					174	84	258	52
21	岐	阜	県	171		1	11	183	58					139	96	235	30
22	静	岡	県	97		1	6	104	86					171	99	270	31
23	愛	知	県	328		2	14	344	275				2	402	409	811	71
24	三	重	県	172			3	175	80					197	95	292	31
25	滋	賀	県	184		2	5	191	133					158	101	259	23
26	京	都	府	123			3	126	31					83	63	146	23
27	大	阪	府	141		6	4	151	80				3	99	91	190	32
28	兵	庫	県	66			7	73	54					117	105	222	16
29	奈	良	県	29				29	2					18	20	38	4
30	和	歌山	県	200			3	203	28					47	83	130	23
31	鳥	取	県	36	1			37	21					51	65	116	29
32	島	根	県	102			1	103	36					83	123	206	22
33	岡	Щ	県	55		2	3	60	21					57	51	108	9
34	広	島	県	106			3	109						64	58	122	6
35	山	口	県	46		4	6	56	34					69	36	105	19
36	徳	島	県	59				59	33				1	49	30	79	14
37	香	1点	県	137				137	24					81	112	193	21
38	愛亡	媛	県旧	54 50			3	57	39					53 52	39 47	92	6
39	高福	知 岡	県県	58 78		12		58 90	11 90				1	52 164	47 78	99 242	17 53
40	佐	<u>叫</u> 賀	県	71		2	2	75	42				1	57	45	102	21
42	長	崎	県	106		1	۷	107	60					94	102	196	17
43	熊	本	示 県	100		4	2	114	18					75	20	95	11
44	大	分	県	176			1	177	13					77	73	150	24
45	宮	崎	県	72				72	48					79	39	118	6
46		児島		89			1	90	49					116	70	186	20
47	沖	縄	県	91		1		92	16					50	18	68	9
者		存県計		5, 213	1	115	146	5, 475	2, 646				27	5, 370	4,060	9, 430	1, 147
		市計		2,063		203	106	2, 372	1, 420				38	2, 796	2, 201	4, 997	337
	合	計		7, 276	1	318	252	7, 847	4, 066				65	8, 166	6, 261	14, 427	1, 484

表 6 届出関係、計画変更命令等(2)

													7115017	倒 奶正伝
		第	5条の届	出				条に基変更命	づく 令等	第6条		第10条 届 出		
			第3	3項		第7条			14 13	第1項	1T 61 646			第11条
	第1項	第2項	有害物質 使用特定	有害物質 貯蔵指定	計	届出	第5条 関 係	第7条 関係	計	届出	氏名等 変更	使用 廃止	計	届 出
	_		施設	施設	_	_	124 171	174 171						
1 札幌市	2		6		8	8					17	13	30	
2 函館市	1				1	2					7	1	7	1
3 旭 川 市 4 青 森 市	4 10				4 10	2 2					5 19	1 5	6 24	
4 青 森 市 5 八 戸 市	7		2		9	13					19	10	24	
6 盛 岡 市	19		2		19	2					26	13	39	
7 仙 台 市	44		3		47	29					75	88	163	
8 秋 田 市	18		1		19	8					29	18	47	2
9 山 形 市	9			1	10	5					20	10	30	1
10 福 島 市	7		1		8	6					11	65	76	2
11 郡 山 市	32			2	34	23					37	18	55	
12 いわき市	38		1	3	42	33				4	54	34	88	9
13 水 戸 市	3		1		4	2					3		3	
14 つくば市	92		3	3	98	46					30	94	124	
15 宇都宮市	33		-		33	20					33	27	60	
16 前 橋 市 17 高 崎 市	18		2		20	7					34	13	47	1
17 高 崎 市 18 伊 勢 崎 市	26 8				26 8	4 6					31 30	20 14	51	4
19 太 田 市	10				10	6					16	13	44 29	
20 さいたま市	22		2		24	5					28	17	45	
21 川 越 市	1				1	21					31	1	32	
22 熊 谷 市	3				3	2					22	5	27	1
23 川 口 市	11			3	14	5				3	26	32	58	1
24 所 沢 市	5		2		7	3					17	5	22	5
25 春日部市	7				7	1					3	3	6	1
26 草 加 市						6					10	3	13	
27 越 谷 市	8				8	1					8	4	12	1
28 千 葉 市	33			2	35	17				1	45	11	56	
29 市 川 市	8		_	2	10	7					45	15	60	
30 船 橋 市	11		3	1	15	11					43	22	65	
31 松 戸 市 32 柏 市	4 24		1		4 25	4 6					21 11	9	30 25	
33 市 原 市	12		1	3	15	8				3	43	14 14	57	6
34 八王子市	21		1	2	24	6					27	18		
35 町 田 市	19			_	19	1					29	19	48	
36 横 浜 市	88		8	5	101	92					95	99		
37 川 崎 市	45		15	5	65	50					48	38	86	5
38 相模原市	17				17	21					38	24	62	2
39 横 須 賀 市	2				2	3					12	10		
40 平 塚 市	22				22	25					25	19		
41 藤 沢 市	32		2	1	35	9					14	15		
42 小田原市	12				12	1					7	8	15	
43 茅ヶ崎市	14				14	2					5	11	16	
44 厚 木 市	15				15	12					14	13		
45 大 和 市 46 新 潟 市	5 27				5 27	3 12					8 44	22	10 66	
47 長 岡 市	10				10	6					18	7	25	
48 上 越 市	22		1	1	24	24					9	7	16	
49 富 山 市	32			4	36	15					21	18	39	
50 金 沢 市	32			-	32	3					49	15		
51 福 井 市	17			2	19	9					21	9		
52 甲 府 市	5				5	2					8	4	12	
53 長 野 市	20				20	23					28	6	34	3
54 松 本 市	28				28	12					28	24	52	5
55 岐 阜 市	26				26	12				1	47	53	100	8

表 6 届出関係、計画変更命令等(3)

	ı						***	4 4		1		tota da	/八页171	蜀防止法
		第	5条の届	出			第 8 計 画	条に基変更命	づく会等	第6条		第10条 届 出		
	第1項	第2項	第5 有害物質 使用特定 施設	3 項 有害物質 貯蔵指定 施設	計	第7条 届 出	第5条	第7条	計	第1項届出	氏名等 変更	使用廃止	計	第11条 届 出
56 静 岡 市	13		3	2	18	13					16	27	43	1
57 浜 松 市	23		13	1	37	50				5	39	42	81	9
58 沼 津 市	3				3	11					21	5	26	1
59 富 士 市	12		4		16	34					18	15	33	1
60 名古屋市			4	6	39	38				4	52	34	86	1
61 豊 橋 市			1	2	17	18					32	14	46	6
62 岡 崎 市			1		26	8					50	47	97	4
63 一 宮 市					13	6					33	22	55	
64 春日井市				1 2	15	10					41	12	53	
65 豊 田 市 66 四 日 市 市				7	58 35	51 30					47 33	71 21	118 54	3
66 四 日 市 市				'	38	30 9					33 10	14	24	ە 1
68 京 都 市			25	3	71	22				6	31	41	72	6
69 大阪市			24	3	32	23				7	72	51	123	7
70 堺 市			7		18	13					28	10	38	4
71 岸和田市	-				4					1	6	4	10	
72 豊 中 市			2		9	2					11	9	20	1
73 吹 田 市	66		10	1	77	46					11	57	68	
74 高 槻 市	12				12	18					12	18	30	1
75 枚 方 市	+		1		17	13					20	13	33	1
76 茨 木 市			2		18	10					9	21	30	
77 八 尾 市			1		4	4					7	8	15	
78 寝屋川市			_		3	1					6	9	15	2
79 東大阪市			5	1	6	2					41	4	4	,
80 神 戸 市 81 姫 路 市			1	1	49 20	21					41 24	28	85 52	4
82 尼崎市			10	3	16	10				1	25	11	36	
83 明 石 市			4	2	20	7				1	28	16	44	3
84 西 宮 市					15	·					16	9	25	
85 加 古 川 市				1	5	4					14	2	16	
86 宝 塚 市	4				4	3					4	2	6	
87 奈 良 市	15			1	16	1					9	6	15	
88 和歌山市			1	4	24	8					17	10	27	
89 鳥 取 市					9	9					12	6	18	1
90 松 江 市					24	19					17	19	36	
91 岡 山 市			7		52	39					63	95	158	
92 倉 敷 市				3	19	11					41	28	69	
93 広 島 市 94 呉 市			4	1	36 13	37 10					30 7	35 4	65 11	5
95 福 山 市					13 19	6					17	4 21	38	6
96 下 関 市					10	4					12	12	24	
97 徳 島 市			1		9	5					16	7	23	
98 高 松 市			1	1	29	26					33	29	62	
99 松 山 市				1	13	11					23	8	31	
100 高 知 市			1		11	2	<u></u>				26	7	33	3
101 北九州市	5		5	7	17	5				1	33	15	48	4
102 福 岡 市			9	1	15	8					18	10	28	
103 久 留 米 市					5	5					12	5	17	
104 佐 賀 市					21	7				1	29	17	46	
105 長 崎 市					18	17					45	15	60	
106 佐世保市					22	5					23	22	45	
107 熊 本 市 108 大 分 市			1	2	34 32	13 8					15 53	21 29	36 82	7
108 人 分 市 109 宮 崎 市				1	3Z 25	2					23	29 19	82 42	9
110 鹿児島市					37	7					25	28	53	2
111 那 覇 市					11	3					1	20	1	2
政令市計	2, 063		203	106	2, 372	1, 420				38	2, 796	2, 201	4, 997	337
	, , ,	1			,	,	L	1	i .		,	,	,	

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

			1							\h. II III		Ι .					-4-	1. 松本 /	第22条第 1	頂)	;	水質汚濯	防止法
				i	改善命令		—1	時停止命	令	浄化措 (第14		要 (第23条	請 (第3項)				- 1/		カ22米				
			f			tota to		tota to														計	
				第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場
1	北	海	道											634	1	38	2			636	1	. 38	
2	青	森	県											486						486			
3	岩	手	県											531		132				531		132	
4	宮	城	県	1										412		4				412		4	
5	秋	田	県											612		5				612		5	
6	山	形	県											258						258			
7	福	島	県											331		49				331		49	
8	茨	城	県											657		166				657		166	
9	栃	木	県											375		210				375		210	
10	群	馬	県											319		73				319		73	
11	埼	玉	県	2										1, 368		458				1, 368		458	
12	千	葉	県											708		110				708		110	
13	東加加	京	都											466		172				466		172	
14	神如	奈 川	県											249		58	-			249		58	
15	新	潟	県											377		115	5		1	382		116	
16	富工	山	県											125		49				125		49	
17 18	石福	川 井	県県											186 227		71 26				186 227		71 26	
19	油山			1												91						91	
20	長	梨野	県県	1										311 839		55				311 839		55	
21	岐	阜	県											676		290				676		290	
22	静	岡	県											378		36	19			397		36	
23	愛	知	県											2, 262		421	13			2, 262		421	
24	Ξ	重	県											579		151	1			580		151	
25	滋	賀	県											284		32	-			284		32	
26	京	都	府											292		71				292		71	100
27	大	阪	府											855		259				855		259	176
28	兵	庫	県											329		40				329		40	80
29	奈	良	県											176		16				176		16	85
30	和	歌山	県											104		40				104		40	28
31	鳥	取	県											138		4				138		4	
32	島	根	県											154		9				154		9	
33	岡	山	県	1										462		58	2			464		58	192
34	広	島	県	1										520		58				520		58	192
35	山	П	県											403		29	1			404		29	240
36	徳	島	県	1										227		27				227		27	94
37	香	Ш	県											734		94				734		94	144
38	愛	媛	県											309		22				309		22	90
39	高	知	県											216						216			
40	福	岡	県	1										418		10				418		10	24
41	佐	賀	県											302		77				302		77	
42	長	崎	県											1, 398		8				1, 398		8	
43	熊	本	県											296		72				296		72	
44	大	分	県											364		30				364		30	99
45	宮	崎	県											650	1	62				650		62	
46		児島	県											269						269			
47	神	縄	県											190			1			191			
		府県計		8										22, 456	1	3, 798	31		1	22, 487	1		1, 544
		市計	_	9	1									11, 721		2, 875	488		10			2, 885	1, 832
	合	計		17	1									34, 177	1	6,673	519		11	34, 696	1	6,684	3, 376

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

																			水質	[汚濁]	万止沒
			ŀ				公共用	水椒				行政指	導			- H4	F-#				
			ŀ		指導件数		公共用		指導内容				指導件数			地		指導内容			
			•	文書	口頭	合計	処理施 設の設 置・改 善	排水の 一時停 止	水衡法 第14条 第1項 及び第 9項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水の浄化	その他	合計
1	北	海	道	22	127	149	45	1	21	90	157		1	1		123		1		1	
2	青	森	県	55	113	168	11		11	163	185										
3	岩	手	県	33	60	93	35		35	23	93		2	2						2	
4	宮	城	県	35	80	115	12		24	81	117										
	秋	田	県	29	94	123	36		29	61	126		1	1				1			
	山	形	県	7	94	101	9	2	6	91	108		3	3				3		2	
	福	島	県	16	113	129	23		12	98	133		1	1					1	0.0	
	灰垢	城木	県	93 103	249 29	342 132	60 6	1	38 31	259 156	358 193		57	57			4	22		33	
	栃群	馬	県県	103	122	132	8		54	114	176	1	13	14	2		15	18			:
	埼	玉	県	84	646	730	97	1	80	567	745	6	74	80	2		10			18	
12	千	棄	県	69	156	225	75	1	56	114	245	0	29	29	7		8			12	
	東	京	都	3	94	97	3	1	00	93	97		105	105			13			97	1
	神	奈 川	県	7	14	21	4			19	23	4	11	15	6		5			4	
	新	潟	県	3	38	41	9		45	15	69		22	22			9			11	
16	富	山	県		15	15	2		4	9	15		2	2				2			
17	石	Щ	県	2		2				2	2										
18	福	井	県	10	36	46	14	1	10	22	47		6	6				3		3	
19	Щ	梨	県	25	171	196	18		35	161	214		4	4				4			
20	長	野	県	71	72	143	35		30	84	149	16	7	23	5		2	10		14	
21	岐	阜	県	6	11	17	6		1	12	19										
22	静	岡	県	5	41	46	6		12	32	50		21	21				20		1	
23	愛	知	県	126	1492	1618	218	1	3	1752	1974	6	200	206			205	74		1	2
24	Ξ	重	県	27	203	230	27		23	200	250										
25	滋	賀	県	134	43	177	11		20	146	177	34	9	43			3	19		21	
26	京	都	府	11	11	22	11			11	22										
	大	阪	府	42	195	237	55		31	162	248		43	43			14	22		7	
	兵	庫	県	5	7	12	5			7	12		7	7				7			
	奈	良	県	21	27	48	28			20	48		2	2			2				
	和	歌山	県	3	150	153		1	8	144	153		14	14			6	11			
	鳥	取	県	14	3	17	16			1	17			0						0	
	島岡	根山	県県	49	11	49	5		3	41 27	49 78	8	4	8 5	1		2	6		2	
			県	66 51	11	77	50 32		1	19		1	4	Э	1					3	
	広山	島口	県	16	9	51 25	32 18		1	19	51 28										
	徳	島	県	5	J	5	5		1	J	5		6	6				6			
	香	Ш	県	43	28	71	20			53	73		1	1						1	
	愛	媛	県	5	28	33	3	1	8	21	33		1	1							
	高	知	県	2	35	37	2		9	28	39										
	福	岡	県	35	18	53	17		18	18	53										
	佐	賀	県	15	19	34	17	2		16	35										
42	長	崎	県	13	48	61	29		5	27	61										
43	熊	本	県	9	6	15	5		2	8	15										
44	大	分	県	6	3	9	5			4	9		4	4						4	
45	宮	崎	県	24	18	42	38			4	42										
46	鹿	児 島	県	32	1	33	23		10		33		21	21			15	6			
47	沖	縄	県	16	39	55	19		5	50	74										
者	邻道	府県計		1, 459	4, 769	6, 228	1, 173	12	681	5, 034	6, 900	76	670	746	21		304	356	1	237	9
	政令	令市計		671	539	1, 210	576	5	110	587	1, 278	67	205	272		2	63	206		38	30
	合	計		2, 130	5, 308	7, 438	1,749	17	791	5,621	8, 178	143	875	1,018	21	2	367	562	1	275	1, 2

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

		7/.₩ ∧ ∧			n+/	^	浄化措	置命令	要	請				立	入検査(第22条第 1	項)		水質汚潛	蜀防止法
		改善命令	ì		時停止命	令	(第14		(第23条						立入検	查事業場数	ζ		라	
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入		うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項 に係るも の)	計 うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場
1 札 幌 市 2 函 館 市	i										54 17		7				54 17		7	
3 旭 川 市	i										45 65 88		3	11			45 65 99		3	
6 盛 岡 市 7 仙 台 市	i										34 106		9 16				34 106		9 16	
8 秋 田 市 9 山 形 市 10 福 島 市	ī										80 40 67		4	8			88 40 67		4	
10 個 <i>園</i> 市 11 郡 山 市 12 いわき市	i										78 184		35 4				78 184		35	
13 水 戸 市 14 つくば市	i										13 29		6 23				13 29		6 23	
15 宇都宮市 16 前 橋 市 17 高 崎 市	i										101 107 145		73				101 107 145		73	
18 伊 勢 崎 市 19 太 田 市 20 さいたま市	i										74 53		33 20 3				74 53		33 20 3	
20 さいたます 21 川 越 市 22 <td熊 td="" 市<="" 谷=""></td熊>	i										134 286 104		117				134 286 104		117	
23 川 口 市 24 所 沢 市 25 春 日 部 市	i										140 60 57		10 11				140 60 57		10 11	
25 春 日 部 市 26 草 加 市 27 越 谷 市	i										28 125		6 26				28 125		6 26	
28 千 葉 市 29 市 川 市 30 船 橋 市	i	1									129 108 140		8 4 2				129 108 140		8 4 2	
31 松 戸 市 32 柏 市	i										61		29				61		29	
33 市 原 市 34 八 王 子 市 35 町 田 市	i										139 31 55		28				139 31 55		28	
36 横 浜 市 37 川 崎 市	i										490 160		118	2			490 162		118 11	
38 相 模 原 市 39 横 須 賀 市 40 平 塚 市	í										93 32 85		4 16 40				93 32 85		4 16 40	
41 藤 沢 市 42 小 田 原 市	i										87 36		1 7				87 36		1 7	
43 茅 ヶ 崎 市 44 厚 木 市 45 大 和 市	ī										34 8 30		14				34 8 30		14	
46 新 潟 市 47 長 岡 市	i										218 57		20	1			219 58		20	
48 上 越 市 49 富 山 市 50 金 沢 市	í										114 204 165		66	4		1	114 204 169		67	
51 福 井 市 52 甲 府 市	i										104		14				104		14	
53 長 野 市 54 松 本 市 55 岐 阜 市	i										70 103 119		6 33 51	1			70 103 120		6 33 51	

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

												// II	- >344						水質	[汚濁]	<u> 方止法</u>
							公共用	水椒				行政指	(導			栅	下水				
					指導件数		公共用		指導内容				指導件数			PE.		指導内容			
				文書	口頭	合計	処理施 設の改 置・改 善	排水の 一時停 止	水海14条 第14条 第1第次	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の保 果の保 存	地下水の浄化	その他	合計
1	札	幌	市						9 頂쑆				28	28		193	8				28
2	函	館	市																		
3	旭	Л.	市	3		3	3				3										
4	青八	森戸	市市	4	13 9	17 20	4 2		10	3	17 21										i
5 6	盛	岡	市	11	9	11	4		0	11	11										
7	仙	台	市	8	8	16	15			3	18										i
8	秋	田	市	7		7	3			4	7										i
9	山	形	市	1	5	6				4	6										
10	福	島	市	3	2	5	2		2	1	5										
11 12	郡い	山 わ き	市市	10	7 14	7 24	7 9		13	2	7 24										i
13	水	7 2	市	10	14	1	1		13	2	1										i
14	2	くば	市	3		3	3				3	12		12			1	11			12
15	宇	都宮	市	4		4	4				4										
16	前	橋	市	2		2	2				2										
17	高	崎	市	4	1	5					5										i
18	伊士	勢崎	市士	15	28	43		1	8	17	45										i
19 20	太	田 いたま	市市	2 25	10	12 25	12 25				12 25										i
21	Л	越越	市	28		28	20			28	28										
22	熊	谷	市	4	15	19	4		3	12	19										i
23	Щ	П	市	17	5	22	20	2			22	4		4				4			4
24	所	沢	市	8	9	17				17	17		2	2				2			2
25	春	日部	市	10	7	17	17		7		24										
26	草	加	市士	6	2	8	7	1			8		1	1				,			
27 28	越千	谷葉	市市	21 4	1	21 5	21		1		21 5		1	1				1			1
29	市	川	市	7	1	7	7		1		7										
30	船	橋	市	18		18				18	18										
31	松	戸	市	7	1	8	7		1		8										
32	柏		市	10		10	10				10										
33	市	原一	市	7		7	8				8										i
34	八町	王子	市	1 2		1	2			1	1 2										i
35	横	浜	市市	16	4	20	10			10	20		19	19				19			19
37	Л	崎	市	4	16	20				1	20	5	4	9						9	
38	相	模 原			7	7	5			2	7		1	1			1				1
39	横		市		7	7	1		6		7		6	6			6				6
40	平	塚	市	15		15				15											ı
41 42	藤小	沢 田 原	市市	2	2	4				2	4 3										Ī
43	小茅	中が	市		8	8				8	8										Ī
44	厚	木	市			,															Ī
45	大	和	市		2	2	1			1	2										
46	新	潟	市			18				18	18										
47	長	岡	市			2					2		2	2			2	2			4
48	上宣	越	市		7	13				7											Ī
49 50	富金	山沢	市市		4	8 9					8										
51	福	井	市		8	15					15										
52	甲	府	市		6	7				7	7										Ī
53	長	野	市		2	2	2				2										Ī
		本	市	1	1	2	1		1		2		7	7				7			7
55	岐	阜	市	10	32	42	7		3	32	42										,

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(5)

				中位 1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4					æ	き	水質汚濁防止法立入検査(第22条第1項)										
	改善命令			一時停止命令			(第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査事業場数										
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも	うち、地下 水汚染未然 防止に係る	立入	条第2項 に係るも	うち、地下 水汚染未然 防止に係る		(うち第5 条第2項 に係るも	計 うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 量オスエ	
56 静 岡 市											71	の)	もの 36	0	0)	もの	71		もの 36	場、事業場	
57 浜 松 市											129		70				129		70		
58 沼 津 市											32						32				
59 富 士 市											152		19	53			205		19		
60 名 古 屋 市 61 豊 橋 市											394		185	5			399		185		
61 豊 橋 市 62 岡 崎 市											78 89		8				78 89		8		
63 一 宮 市											177		24				177		24		
64 春 日 井 市											87		44	2		2	89		46		
65 豊田市											106		27				106		27		
66 四 日 市 市 67 大 津 市	1										94 52						94 52				
68 京 都 市											91		49				91		49	12	
69 大 阪 市											954		909	7		7	961		916	30	
70 堺 市											220		84				220		84	80	
71 岸和田市72 豊中市											32 41		11				32 41		11		
73 吹 田 市											67		41				67		41	17	
74 高 槻 市											90		13				90		13	34	
75 枚 方 市											100		20				100		20	16	
76 茨 木 市77 八 尾 市											23 95		10 4				23 95		10	5 6	
78 寝 屋 川 市											58		39				58		39	2	
79 東 大 阪 市											12						12			8	
80 神 戸 市											165		45				165		45	88	
81 姫 路 市 82 尼 崎 市											199 189		17 6	4			203 189		17 6	97 130	
83 明 石 市											117		14				117		14	68	
84 西 宮 市											59						59				
85 加 古 川 市											96		3				96		3		
86 宝 塚 市 87 奈 良 市											12 58		15				12 58		15	24	
88 和 歌 山 市											158		10	318			476		10	378	
89 鳥 取 市											29		5				29		5		
90 松 江 市											22						22			440	
91 岡 山 市 92 倉 敷 市											281 308		6 51	23			281 331		6 51	116 246	
93 広 島 市											131		45	20			131		45	40	
94 呉 市											97		5	9			106		5	45	
95 福 山 市											100		10	5			105		10	58	
96 下 関 市 97 徳 島 市											71 80		2 27	6			77 80		2 27	51 48	
98 高 松 市											131		27				131		27	44	
99 松 山 市											96			6			102			58	
100 高 知 市											21						21				
101 北 九 州 市 102 福 岡 市											150 50		33 9	9			159 50		33 9	131	
103 久 留 米 市											36						36				
104 佐 賀 市											35						35				
105 長 崎 市											36						36		-		
106 佐世保市											66 56		2	2			66 58		2		
108 大 分 市											200			11			211				
109 宮 崎 市											33		8				33		8		
110 鹿 児 島 市											152		29	-			152		29		
111 那 覇 市 政令市計	9	1									11, 721		2, 875	488		10	12, 209		2, 885	1, 832	
4次日111日	1 9	1				l		l	<u> </u>		11,141		2,010	100		10	14,409	1	۵,000	1,002	

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

ļ												/テポルド	- im						/11/5	[汚濁]	7-11-12-1
1			ŀ				公共用	水域				行政指導 地下水									
					指導件数				指導内容 水淘法	指導件数					指						
				文書	口頭	合計	処理施 設の ・ 改 の き き	排水の 一時停 止	小第14条 第10年 第15年 第15年	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
	静	岡松	市市	21	13	34	5		15	21	41 20		1 15	1			3			1 11	1 25
57 58	浜沼	津	市	1 5	18 1	19 6	1		1	13 4	6		15	15			3	11		11	20
59	富	±	市	7	1	8	6			29	35										
60	名	古 屋	市	8	21	29	6			23	29	2		2		2					2
61	豊	橋	市	11	13	24	24				24										
62	岡	崎	市市	2 9	40	2	1 9		2	40	3										
63 64	春	宮 月 井	市	16	40 22	49 38	16		5	40 17	49 38		7	7				7		1	8
65	豊	田	市	6	13	19	6		1	12	19		6	6				6			6
66	四	日市	市	2	6	8	2			6	8										
67	大	津	市	13		13				13	13										
68	京七	都	市	5	0	5	5				5	10	70	01				01			0.1
69 70	大堺	阪	市市	1 7	2 22	3 29	3 11	1		17	3 29	12	79	91				91			91
71	岸	和 田	市	3		3	3				3										
72	豊	中	市																		
73	吹	田	市		3	3			_	3	3		5	5				3		2	5
74 75	高枚	槻 方	市市	5	30	35	7		2	35	44		2	2				2			2
76	灰茨	- //	市										9	9			3	2		6	11
77	八	尾	市	39		39	39				39										_
78	寝		市	27		27	1			26	27	15		15			14	9			23
79	東		市																		
80	神姫	<u></u> 戸 路	市市	9		9	6		1	2	9										
82	尼	崎	市	2	3	5	1			10	11										
83	明	石	市																		
84	西	宮	市	1		1				1	1										
85	加宝		市		6	6	4			2	6										
86 87	土奈	塚 良	市市		7	7	4		3		7										
88	和		市	4		4	1			3	4										
89	鳥	取	市	2	1	3	2		1	1	4										
90	松	江	市		2	2				2	2										
91 92	岡倉	山 敷	市市	7 10	14	21 10	14 10			6	20 10	11	2	13			10	9		8	27
93	启広	島	市	10		10	10				10	3		3			3				3
94	呉		市	1	1	2	2				2										
95	福	山	市	6	19	25	16			10	26										
96	下無	関	市	10		10	4			6	10										
97 98	徳高	島 松	市市	15	1	1 15	1 15				1 15										
	回松	山	市	6	3	9	19			9	9										
		知	市]	8	8			3	7	10	L					<u>L</u>				
101	北		市	8	2	10				10	10										
102	福	岡	市	1		1	1				1										
103 104			市市	2 5	6	2 11	2		1	11	2 12										
		崎	市	3	7	7	1		6	11	7										
106	-		市	5		5				5	5										
		本	市	3	2	5	4			1	5										
108			市	5		5	5			_	5										
109 110		崎 児 島	市市	1 18	6	7 18	2 18			5	7 18	3	9	12			12				12
111	-	覇	市	10		10	10				10	3	J	12			12				14
	_	令市計		671	539	1, 210	576	5	110	587	1, 278	67	205	272		2	63	206		38	309

(注) 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(7)

水質汚濁防止法

									水溢	B 注 第 1 4 8 4 8 4 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	筆1項及7ド	筆り頂にす	する行政技	台道			7.	k 質汚濁	加工法
			ŀ				排出	出水	///12	明仏知14末	第 1 項及∪·	カムタにか	1 7 公11政1	日分	特定地	下浸透水			
					指導件数				指導内容				指導件数	1			指導内容		<u> </u>
				-tet-	_ ===	A =1	ota Mistada	-t20 AB	/D	-1-14	A =1	-to other	_ =====	A =1	ala Midala	-1-00-00	+ m +	-14.74	A =1
				文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1	北	海	道		20	20	16	4			20								
2	青	森	県	1	10	11	11				11								
3	岩	手	県		34	34	33		1		34		1	1	1				1
4	宮	城	県	18	6	24	24				24								
5	秋	田	県	1	28	29	29				29								
6	山	形	県		6	6	6				6								
7	福	島	県		12	12	11		1		12								
8	茨	城	県		38	38	29	1	8		38								
9	栃	木	県	27	4	31	23	8			31								
10	群	馬	県	1	50	51	51		2		53								
11	埼	玉	県	18	62	80	66	1	13		80								
12	千	葉	県	1	55	56	41		15		56								
13	東	京	都																
14		奈 川	県		0.4	0.5	95	-	_		45								
15 16	新富	温山	県県	1	34	35	35 4	5	5		45								
17	五	Ш	県		4	4	4				4								
18	福	井	県		10	10	3	3	4		10								
19	山	梨	県		35		35	Ü	1		35								
20	長	野	県	17	7		24				24								
21	岐	阜	県																
22	静	畄	県		12	12	11	1			12								
23	愛	知	県	2	1	3	3				3								
24	Ξ	重	県		23	23	9	18			27								
25	滋	賀	県	17	3	20	20				20								
26	京	都	府																
27	大	阪	府	2	29	31	30		1		31								
28	兵	庫	県																
29	奈	良	県																
30	和				8	8	8				8								
31	鳥	取坦	県								_								
32	島岡	根	県	3		3	3				3								
33 34	岡広	山島	県県	1			1	1	1		3								
35	山	口	県	1		1	1				1								
36	徳	島	県	1		1	1				1								
37	香	Ш	県																
38		媛	県	2	6	8	8				8								
39	高	知	県		9	9	9				9								
40	福	畄	県		18	18	18				18								
41	佐	賀	県		2	2	2				2								
42	長	崎	県		5	5	5				5								
43	熊	本	県																
44	大	分	県																
45	宮	崎	県																
46		児島			1	1	1				1								
47	沖	縄	県	5	= -	5	5	5	5		15								
-		府県計		118	532		575		56		678		1	1	1				1
		計		22 140	618	108 758	106	3 50			110		,						1
/>>>			0 I to 3//		618		681			~ ^ 31.1	788		1	1	1				1

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

									水浴	蜀法第14条	第1項及び	第2項に対	する行政技	台道				八貝汀萬	防止法
							排出	小	//\!	30112X111X	W11-800	NI B. RICK	17 011601	177	特定地	下浸透水			
					指導件数				指導内容				指導件数				指導内容		
				文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
				A B	口块	D PI	N.M.	/K BLISA	NW.IT	PIE ISA		A E	口块		ANDRIAL	N BLIGH	NW.IT	PHY ISA	
1	札	幌	市																
2	函	館	市																
3	旭	川 +	市																
4 5	青八	森戸	市市	7	10						10								
6	盛	岡	市	- '	1	0	0				0								
7	仙	台	市																
8	秋	田	市																
9	山	形	市																
10	福郡	島山	市市		2	2	2				2								
12		わき		1	12	13	13				13								
13	水	戸	市																
14		くば																	
15	+	都宮																	
16 17	前高	橋崎	市市																
18	伊				8	8	8				8								
19	太	田	市																
20	+	いたす																	
21)	越	市士				0												
22 23	熊川	谷口	市市		3	3	3				3								
24	所	沢	市																
25	春	日 部	市		7	7	7				7								
26	草	加	市																
27	越工	谷	市士		,	,					,								
28 29	千市	葉川	市市		1	1		1			1								
30	船	橋	市																
31	松	戸	市		1	1	1				1								
32	柏		市																
33 34	市	原 王 子	市市																
35	町	田	市																
36	横	浜	市																
37	Ш	崎	市																
38	1	模原如																	
39 40	横平	須 賀 塚	市市		6	6	6				6								
41	藤	沢	市																
42		田原																	
43		ケー崎																	
44	厚土	木和	市士																
45 46	大新	和潟	市市																
47	長	岡	市																
48	上	越	市																
49	富	山	市																
50	金	沢	市市																
51 52	福甲	井 府	市市																
53	長	野	市																
54	松	本	市		1	1	1				1								
55	岐	阜	市	3 rの内容を	A > 15 A	3	3	W - A = 1 .	114344		3								

(注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(9)

			- 1	水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導								水質汚濯	协止法						
			ŀ				排出	出水			120				特定地	下浸透水			
			F		指導件数				指導内容				指導件数				指導内容		
				文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
56 前			市	10	5	15	15				15								
57 海			市士		6	6	6				6								
58 沼 59 富			市市		1	1	1				1								
			市																
61 豊	艺	橋	市																
62 岡			市																
63 — 64 看			市市		-		4	1			_								
65 豊			市		5 1	5 1	4	1			5								
66 U			市																
67 大	7	津	市																
68 京			市																
69 大 70 堺			市市																
71 岸	岸 和	田	市																
72 豊			市士																
73 吟 74 髙			市市		2	2	2				2								
75 杉			市		2	2	2												
76			市																
77 J			市																
			市市																
80 神			市	1		1	1				1								
81 娼	Đ	路	市																
82 定			市																
83 明84 西			市市																
			市																
86 宝			市																
87 寿			市		3	3	3				3								
			市		1	1	1	1	1		9								
89 息			市市		1	1	1	1	1		3								
91 岡			市																
92 倉			市																
93 広94 呉			市																
94 呉95 福			市市																
96 T			市																
97 徳			市																
98 髙			市士																
99 杉			市市		3	3	3				3								
101 計			市		3	3	3												
102 福	Ē	畄	市																
			市																
104 佐			市市		1	1	1				1 6								
106 佐			市		0		0												
107 煎	Ę		市																
108 大			市士																
109 宮			市市																
111 別			市																
政	女令市	計		22	86		106	3	1		110								
(32-) - 7	the on the	白い管ユバー	右米	の出物ナ	今十、日 人よ	じたてたい	+14:首/4-3	#r m △ ≥1. 1	, 北洋山水	の合計は	V-1=1 4	JA 1 +21 V					_	_	

⁽注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳 表8

○改善命令(第13条第1項)

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産農業(1の2)	1	水素イオン濃度(pH)
保存食料品製造業(4)	3	生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)
飲料製造業(10)	1	生物化学的酸素要求量(BOD)、大腸菌群数
豆腐・煮豆製造業 (17)	1	化学的酸素要求量 (COD)
ガラス・ガラス製品製造業(53)	1	ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモウム化合物、亜 硝酸化合物及び硝酸化合物
鉄鋼業 (61)	1	ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度(pH)、溶解性鉄含 有量、クロム含有量、窒素含有量
酸・アルカリ表面処理施設 (65)	1	鉛及びその化合物 (Pb) 、生物化学的酸素要求量 (BOD) 、 浮遊物質量 (SS) 、亜鉛含有量 (Zn)
電気めっき施設(66)	1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化 合物
旅館業(66の3)	1	砒素及びその化合物
弁当仕出屋・弁当製造業 (66の5)	2	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌 群数
洗たく業 (67)	2	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化 学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌群数
し尿処理施設(72)	2	水素イオン濃度 (pH) 、生物化学的酸素要求量 (BOD) 、浮遊物質量 (SS)

○改善命令(第13条の2第1項)

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
鉄鋼業 (61) 酸・アルカリ表面処理施設 (65)	1	ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(注)

- 1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。 2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等(1)

				排水基準違反						事故時の措置 (第14条の 2				.行烟则止伝
				(第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	第二公共用	1項	第2公共用	2項	第3公共用		第4項 応急措置	緊急時の措置 (第18条)
							水域	地下水	水域	地下水	水域	地下水	命令	
1	北	海	道				9	1		4	9	4		
2	青	森	県								3			
3	岩工	手	県											
4	宮	城	県				3				6	_		
5	秋	田	県								11	1		
6	川	形	県				2		0		11			
7	福茨	島	県県				ა		3		3			
8	板板	城木	県				4				1 2	1		
10	群	馬	示 県				9				۷	1		
11	埼	玉	県				8				1			
12	千	葉	示 県				3	2			8			
13	東	京	都				3				0			
14		奈川					1				2			
15	新	深川潟	県				12		2		4			
16	富	Щ	県				6		2		4			
17	石	Ш	県				1				2			
18	福	井	県				3				1			
19	Щ	梨	県				2				1			
20	長	野	県								3	1		
21	岐	阜	県				9				3			
22	静	畄	県				6				2	1		
23	愛	知	県				9		4	1	13			
24	三	重	県				2				1	1		
25	滋	賀	県				9				3			
26	京	都	府				2				1			
27	大	阪	府				3	1						
28	兵	庫	県				3		1		4			
29	奈	良	県				3							
30	和	歌 山	県						1					
31	鳥	取	県											
32	島	根	県											
33	岡	Щ	県				5		4		2			
34	広	島	県				3				3			
	山		県											
	徳	島	県								2			
	香	Ш	県				2				1	1		
	愛		県				1				1			
	高	知	県											
-	福	畄	県				2				6			
	佐		県								3			
	長		県				1		2					
	熊	本	県								2			
			県				2		1					
	+	崎	県											
		児島					2				4			
		縄	_											
		府 県					131		18			10		
		市言	计	1			73		7		52	31		
	台	計		1			204	8	25	7	164	41		

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等(2)

										事故時の措置				1712001111
				排水基準違反 (第31条第1項	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反		1項	第:	(第14条の2 2項	第:	3項	第4項	緊急時の措置 (第18条)
				第1号)	(370070)	列亚因连次	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	応急措置 命 令	(M10/K)
1	札	幌	市				717 194		71. 150		717 194	24		
2	函	館	市											
3	旭	Л	市											
4	青	森	市											
5	八	戸	市											
6	盛仙	岡ム	市士											
7	仙秋	台田	市市								2			
9	山	形	市								2			
10	福	島	市											
11	郡	Щ	市				2				1			
12	V١	わき	市											
13		戸	市											
14		くば												
15	_	都宮												
16 17	前高	橋崎	市市				1		1		2			
18		勢崎					5		1		4			
19			市											
20		ハたす					2			1	3	1		
21	Л	越	市											
22	熊	谷	市				2							
23	Ш	П	市											
24	所	沢	市士											
25 26	春草	日部加	市市				2							
27	^上 越	谷	市				2							
28	千	葉	市				1							
29	市	Л	市											
30	船	橋	市											
31	松	戸	市				2							
32	柏		市											
33	市	原	市											
34		王子												
35	町構	浜	市市				2	2						
		崎					8	2			1	4		
		模原									1	1		
		須賀					1							
		塚												
		沢												
		田原												
		ヶ崎												
		木 和												
		潟					1							
			市						1					
		越	市				1		1					
		Щ	市											
	_	沢	市											
		井	井				3				3			
		府	市								1			
		野	市士											
		本自	市由				1							
55	呅	阜	市											

表 9 排水基準違反、事故時の措置件数等 (3)

	111. 1 ++ 2/4 > 4.						事故時の措置				171307112
	排水基準違反 (第31条第1項	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反		1項	第2	(第14条の2 2項	第3	3項	第4項	緊急時の措置 (第18条)
	第1号)	(370076)	例正因连次	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	公 共 用水 域	地下水	応急措置 命 令	(371070)
56 静 岡 市						74. 94	1	2			
57 浜 松 市								1			
58 沼 津 市											
59 富 士 市				8		1		4			
60 名古屋市											
61 豊 橋 市 62 岡 崎 市				3				1			
63 一 宮 市				3				1			
64 春日井市											
65 豊 田 市								2			
66 四日市市											
67 大 津 市											
68 京 都 市								1			
69 大阪市				_							
70 堺 市 71 岸和田市				1							
71 岸和田市72 豊中市											
73 吹 田 市											
74 高 槻 市				1				2			
75 枚 方 市											
76 茨 木 市				1							
77 八 尾 市											
78 寝屋川市											
79 東大阪市				4				0			
80 神 戸 市 81 姫 路 市				1				2			
82 尼 崎 市				1				1			
83 明 石 市											
84 西 宮 市											
85 加 古 川 市								2			
86 宝 塚 市											
87 奈 良 市				1							
88 和歌山市89 鳥 取 市									1		
89 鳥 取 市 90 松 江 市				2					1		
91 岡 山 市				2				1			
92 倉 敷 市					1			1			
93 広 島 市				4				2			
94 呉 市											
95 福 山 市				1		1		2			
96 下 関 市											
97 徳 島 市 98 高 松 市				1				1 2			
99 松 山 市				3				2			
100 高 知 市				2							
101 北九州市				1				1	1		
102 福 岡 市								2			
103 久 留 米 市								1			
104 佐 賀 市											
105 長 崎 市				1		3		-			
106 佐世保市 107 熊 本 市				2				1			
107 熊 本 市 108 大 分 市				2				2			
100 人 分 市								1			
110 鹿児島市											
111 那 覇 市											
政令市計	1			73	3	7	2	52	31		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反(第31条第1項)

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
電気めっき施設 (66)	1

物質•項目別内訳

違反物質・項目	件数
六価クロム化合物	1

(注)

- 1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
- 1. 屋及業種の欄におりる指述内の数字は、水質行画的正伝施刊予加表第 の方番方とある。 2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は 必ずしも一致しない。 3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(1)

				条の2 更命令等	第13条		条の4 指導等 内は口頭指導			httr. 1 4 77	Mt oo M	7,1,2	八個的工石
		指定地域内 事業場数	第5条 関係	第7条 関係	第3項 改善措置 命令	日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その	他	第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
	埼玉県	469								16			4, 450
東	千葉県	169								9			1, 933
	東京都	73								1			1, 159
京	神奈川県	2											153
	都府県計	713								26			7, 695
湾	政令市計	698						1	(1)	152			6, 399
	合 計	1, 411						1	(1)	178			14, 094
	岐阜県	707								10			5, 053
伊	愛知県	1, 089				36 (20)		1		44			6, 683
勢	三重県	573											3, 731
务	都府県計	2, 369				36 (20)		1		54			15, 467
湾	政令市計	648								45			4, 220
	合 計	3, 017				36 (20)		1		99			19, 687
	京都府	134								7			1, 471
	大阪府	232								9			1, 543
N 15 2	兵庫県	552								19			3, 865
瀬	奈 良 県	363								1			2, 011
	和歌山県	154								3			1, 124
	岡山県	338								14			2, 563
戸	広島県	382								8			2, 665
	山口県	377								33			2, 550
	徳島県	251								12			3, 043
内	香川県	273								7			2, 454
	愛媛県	335								18			2, 969
	福岡県	82								1			445
海	大分県	286								10			3, 358
(母	都府県計	3, 759								142			30, 061
	政令市計	1, 513								110			12, 295
	合 計	5, 272								252			42, 356
都	府県合計	6, 841				36 (20)		1		222			53, 223
政	令市合計	2, 859						1	(1)	307			22, 914
	合 計	9, 700				36 (20)		2	(1)	529			76, 137

⁽注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(2)

											小貝	〔汚濁防止法
			第8第 計画変更		第13条		条の4 指導等 内は口頭指導					
		指定地域内	田岡久久	C H11 11 43	第3項	* ()	施行令別表	V) F 199X	第14条 第3項	第22条 第2項	総量規制	その他
		事業場数	第5条 関係	第7条 関係	改善措置 命令	日平均排水量 50m3未満		その他	届出	報告徴収	関連罰則	特定事業場数
	さいたま市	54										760
	川越市	47										300
	熊谷市	57 18							14			272 254
東	所沢市	17							11			138
木	春日部市	20							1			291
	草加市	21										157
	越谷市	20							20			304
	千葉市市川市	32 73							4 73			619 309
京	船橋市	51							10			251
	松戸市	33							2			243
	柏 市	6							1			16
	市原市	85							17			379
湾	八 王 子 市 町 田 市	19 9										385 193
	両 田 帀 間 横 浜 市	68 68							7			1,046
	川崎市	59						1 (1)	11			468
	横須賀市	9							2			14
	政令市計	698						1 (1)	152			6, 399
	岐阜市 名古屋市	64 71							3 14			596 501
伊	豊橋市	90							5			573
	岡崎市	58										299
勢	一宮市	57										346
	春日井市	71							5			383
湾	豊田市	127							5			741
	四日市市政令市計	110 648							13 45			781 4, 220
	京都市	24							10			841
	大 阪 市	24							1			16
	堺市	73							14			262
	岸和田市	13										175
	豊 中 市 吹 田 市	2										68 58
瀬	高槻市	9										111
	枚方市	22							2			103
	茨 木 市	3							1			110
	八尾市	8										244
	寝屋川市東大阪市	2 7										119 86
	神戸市	86							10			771
戸	姫 路 市	92							6			338
	尼崎市	20							19			59
	明石市	19							1			48
	西宮市加古川市	10 27							2 9			160 203
	宝塚市	7							9			103
内	奈良市	32						<u></u>				286
1 3	和歌山市	133				-			5			675
	岡山市	147							8			1,009
	倉敷市 広島市	123 60							9 5		[568 913
	点 声 巾	40							2			552 552
	福山市	63							3			659
海	下関市	55							2		[540
	徳島市	104							2			619
	高松市	61							3			1,006
	松山市北九州市	87 56							4			604 145
	大分市	97							1			844
	政令市計	1, 513							110			12, 295
Ē	女令市合計	2, 859						1 (1)	307			22, 914
		他特定事業場	□ ¥/ 1	14 HOL		存在する特定	事業用るが	E. 10 41 41 4	H m J m	- 1// - 1		

⁽注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可			可	第8条第1項の許可				第11第	その措置を	令		第9条 届占			(独 <i>广</i>		
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計	第7条 第2項 届 出	第8条 第4項 届 出	氏名等 変更	使用廃止	計	第10条 第3項 届 出	第12条 の8 届 出
京都府	1	1			8	8							1	12	10	22	2	
大 阪 府	12	8		4	22	17		5					2	27	12	39	1	
兵 庫 県	31	24		7	36	30		6					18	40	43	83	6	
奈 良 県	3	3			5	5								7	7	14	2	
和歌山県	2	2			7	6		1						10	6	16		
岡山県	17	16		1	13	13							3	24	21	45	3	
広島県	9	9			20	20								37	12	49	3	
山口県	22	17		5	52	46		6						51	13	64	4	
徳島県	13	9		4	23	19		4						23	17	40	3	
香川県	5	5			4	4							7	20	7	27	3	
愛 媛 県	17	16		1	36	35		1						29	20	49	1	
福岡県					2	2								6	2	8		
大分県	15	14		1	6	6								15	2	17	3	
都道府県計	147	124		23	234	211		23					31	301	172	473	31	
京都市																		
大阪市	4	4			2	2							4	4		4		
堺市	2	2			8	6		2						10	4	14		
豊中市																		
高槻市	1	1			1	1								2		2		
枚方市	1	1			3	3								4	3	7		
八尾市																_		
東大阪市	4.0			0		10									1	1		
神戸市	10	8		2	16	16								8	11	19		
姫路市	3	2		1	18	18		1					0	11	3	14	0	
尼崎市	7	6		1	18	17		1					2	5	8	13	2	
明石市	1	1			3	3							1	9	2	11		
西宮市	1	1												1 4	2	3		
和歌山市	3	3			3	3								14	5	4 19	1	
岡山市	4	3		1	8	8							3	12	3	15	1	
倉敷市	12	12		1	23	23							2	20	9	29	1	
広島市	2	2			7	7							2	9	6	15		
呉 市	2	2			3	2		1						4	1	5		
福山市	2	2			1	1		1						4	1	4	1	
下関市	7	7			10	10								3	3	6	3	
徳島市	10	9		1	9	9								5	6	11	1	
高松市	1	1			1	1								8	1	9	2	
松山市	4	4			6	6							3	9	7	16	2	
北九州市	10	10			20	20								15	8	23	1	
大分市	13	13			8	8							6	11	12	23		
政令市計	98	92		6	168	164		4					21	172	95	267	14	
合 計	245	216		29	402	375		27					52	473	267	740	45	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

																												水	(海)	<u></u>	砌	沼法
				施設	釜房ダム貯水池	ノ良治	13		霞	ヶ浦		印	旛	沼	手	賀	沼	諏訪湖	野尻湖	琵	E E	Œ	湖		中海		5 1	た 首 胡	児	島	湖	総 数
				区分 (*1)	宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくま	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷	邢 数
					県	県	市	県	県	県	ば 市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市	県	市	市	
				(1)		7	1		25		61	5	1	4			25	5		138	7			1					4	23		307
		第5多	条届出	(2)					2			1								1							2					6
				(3)																					8		23				<u> </u>	31
		第7条届出		(1)		4			10		27	9	2				5	5		104	5			1		1			1	16	ļ	190
				(2)					1				1							4											 	6
				(3)																					5		2				 	7
			(第5条	(1)	•																				************				***************************************			
			関係)	(2)																												
				(3)																												
	水質汚濁防止法	第8条 計画	(第7条	(1)																												
		変 更命令等	関係)	(3)																												
湖沼				(1)																												
湖特施み指数			計	(2)																											ſ	
指定地			н	(3)																											 	
域特を を 含む。)				(1)								1																			<u> </u>	1
급만。)		第6条届出		(2)																											 	
				(3)																											I	
				(1)		2			39		13	24	3		1		5	6		88	2			9		2	1	1	2	30		228
		第10条 届出	氏名等 変更	(2)		1			2			14	1	2			3	1		6				4			4			1		39
			32.72	(3)									1												5		25			1		
				(1)	1	3	1		24		64	5	1	4		1	13	6		75	7			13		1		1	2	54	1	276
			使用 廃止	(2)								2					1			4				2			4			1		14
				(3)																					6		74				<u> </u>	80
		第11条届出		(1)					7			3					2			14	1			2						9	ļ	38
				(2)					2			1								3											ļ	6
				(3)																							12			\square	 	12
	湖沼法	第8条 (計画変更命令等) 第10条 (改善命令等)																														
		第	第15条届出																												1	
		第	第16条届出																												<u> </u>	
指 定施 設		第17	条第1項届	出																											<u> </u>	
(第20条 につい	湖沼	第17条 第2項	氏名等	変更																											<u> </u>	
ては、 準用指	法	届出	使用原	駅上																							1				<u> </u>	1
定施設 を含む。)		第	第18条届出																											\bigsqcup	<u> </u>	
		第20条 (改善命 令等)	(改善命																													
立入検査	重数		間立入件数間立入件数		2	35			111		4	85	22	18	1			52						21					6	50		407
		1		書		2			28			19	2	7			10	11		16				5	3		7		2			112
	湖沼	符定事	11-	頭		5			42			22						1		9										1		80
	業場施設	・指定 とにかか	処理施設	投の改善		2			14			10	2				10							5								44
行政指導	る指 (*2)	i導)	内 排水の-	一時停止																												
				の他		5			57			31		7				11		25					3		7		2	1		149
	湖沼条に導	7法第24 よる指	文書																						3							3
	a.		H 35	,	1	1	<u> </u>			1		<u> </u>		<u> </u>				L	L			1				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		ш		<u> </u>

⁽注) *1:施設区分((1):湖沼特定施設((2), (3)を除く)、(2):みなし指定地域特定施設、(3):準用指定施設) *2:1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成28年度からの施行状況の概要 (水質汚濁防止法)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	特定事業場数及び				
	有害物質貯蔵指定事業場数				
(1))全特定事業場数及び				
	有害物質貯蔵指定事業場数	263, 294	262, 635	262, 233	261, 251
	ア 全特定事業場数	262, 872	262, 187	261, 765	260, 815
	① 50㎡/日以上	31, 699	31, 441	31, 195	30, 749
	うち有害物質使用特定事業場	3, 681 (1)	3,694(1)	3, 701 (2)	3,717(2)
	② 50m³/日未満	227, 206	226, 888	226, 631	226, 259
	うち有害物質使用特定事業場	10, 966 (1)	10, 764(1)	10, 636 (1)	10, 570 (4)
	③第5条第3項	3, 967	3, 908	3, 939	3, 807
	イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3, 813	3, 766	3, 837	3, 901
	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	422	448	468	436
(2)) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(61, 959)	1. 旅館業(64, 123)	1. 旅館業(65, 288)	1. 旅館業(65, 996)
		2. 自動式車両洗浄施設 (31, 215)	2. 自動式車両洗浄施設 (31,637)	2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913)	2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176)
		3. 畜産農業(26, 179)	3. 畜産農業(26, 447)	3. 畜産農業(26, 106)	3. 畜産農業(25,712)
2	計画変更命令(法第8条等)	0件	0件	0件	0件
3	改善命令等(法第13条等)				
	①改善命令	12件	11件	16件	18件
	②一時停止命令	0件	2件	1件	0件
4	地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0件	0件	0件	0件
5	立入検査(法第22条)	38, 163	36, 194件	36,323件	34,696件
	(昼間立入)	(37,653件)	(35,710件)	(35,933件)	(34, 177件)
	(夜間立入)	(510件)	(484件)	(390件)	(519件)
6	行政指導	8, 818	8,752件	8,656件	8, 456件
7	緊急時の措置(法第18条)	0件	0件	0件	0件
8	措置の要請(法第23条)	0件	0件	0件	0件
9	罰則の適用				
	①排水基準違反(法第31条)	2事業場	1事業場	8事業場	1事業場
	②改善命令等違反(法第30条)	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
	③その他法違反	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
Ц_	(水質総量規制関連を含む)				

⁽注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

^{2.} 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)により、届出の義務が課された。